

午前十時 開議

○弘川委員長「ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○下田委員「おはようございます。県民ネットワークの下田寛でございます。では、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、県内大学生の県内就職について、一問目、お尋ねをいたします。

令和六年十一月の決算特別委員会の質疑で県内大学生の県内就職率は、令和六年三月卒が二八・八％、令和五年三月卒が二九・四％、令和四年三月卒が三一・五％と、ここ数年、三〇％前後で推移している状況であるという答弁がありました。一方で、県内企業では人材不足が続いており、大学生の採用ニーズは依然として高い状況にあります。

本県産業の持続的な発展のためには、県内で学んだ若者が県内で働き、地域で活躍していく流れをつくっていくことが極めて重要であると考えています。また、令和十一月四月に開校予定の佐賀県立大学（仮称）の設立の効果の一つとして、県内で活躍する人材の育成と確保が見込まれるというふうに考えられています。県立大学設立への理解をさらに促進するためには、その卒業生が県内で就職し、活躍するイメージを県民の皆さんに持っていただく必要があります。そのためにも県内大学生の県内就職を促進していくことが大切であると考えております。

そこで、質問をさせていただきますと思います。

まずは、県内大学生の県内就職率についてです。

一番目に、最新の県内大学生の県内就職率はどのようになってきているのかをお

尋ねいたします。

○野崎産業人材課長「最新の数字ということで、令和七年三月卒の県内大学生の県内就職率、こちら医学部を除いたものですが、二九・四％ございました。令和六年三月卒の二八・八％から〇・六ポイントの増加となっております。

以上です。

○下田委員「ありがとうございます。ここ数年、ある程度横ばいで推移している状況と言えると思います。

それでは、県内大学生の県内就職率がここ数年、三〇％前後で推移している現状について、県としてどのように受け止めているのかをお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長「県内大学生の県内就職率でございますが、委員からも御指摘をいただいたとおり、近年、三〇％前後で推移をしている状況でございます。

近年、全国的な人材不足の状況におきまして、ここ数年、県外からの求人が急増しておりまして、特に佐賀大学におきましては、令和五年三月卒に対する県外からの求人が二万八千件、令和六年三月卒が三万七千件、令和七年三月卒が四万二千件と大幅に増加しております。このような状況の中で少しでも県内就職率を向上させていくためには、県内企業の認知度向上など様々な対策が必要であると、そういうふうにご認識をしております。

以上でございます。

○下田委員「ありがとうございます。過去三年間の求人の数を教えていただきました。令和七年でかなり増えてきているなど、年々増えてきているなどという印象です。

それでは質問を進めますが、県内高校生の県内就職率との違いについてというところで、県内高校生の県内就職率は、六五％を超える水準にあるというふう

に認識しております。一方で大学生については、それよりも低い状況にあるというふうに言えます。一般的に地方では大学進学を機に都市部へ移動し、そのまま都市部で就職するという流れが続いているというふうに認識しております。しかし、本県の場合は、県内にも大学が存在しているにもかかわらず、県内就職率は三割前後にとどまっているわけです。

この状況について、高校生と大学生でこのような差が生じている理由をどのように分析しているのかをお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ 県内高校生と大学生の県内就職率の違いについてでございますが、県内高校生の県内就職率は、令和七年三月卒業者で六六・一％となりました。五年連続で六五％を超えております。大学生の就職活動、これはプロセスですとか、その時期など、非常に多様であるということと違っています。高校生の就職活動は、基本的に高校を通して行われております。そのため高校と連携することで県の取組を確実に高校生に届けることができっております。そのような取組の成果として相対的に高い県内就職率につながっていると考えております。

また、高校生は県内出身者がほとんどであるということも違いが生じる一因であると考えておまして、あくまで一般論ではございますが、高校生は多くが親元から通学しておまして、就職に際しても親元から通勤できることを重視する傾向にございます。その結果、県内就職率が高くなります。

一方で、大学生は親元を離れている者も多く、就職に際して首都圏や関西圏などへの転出のハードルが低いことも、相対的に県内就職率が低くなる要因であると考えております。特に本県におきましては、県内大学生の約七割が県外出身者であると。そういったことがこの傾向に拍車をかけているのではないかと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ ありがとうございます。そういう理由だと思えます。では、四番ですが、県内大学生のうち県内出身者の県内就職率についてお伺いをしたいと思います。

県内大学生のうち県内出身者の県内就職率は約六割ぐらいだと、比較的高い水準なのかなというふうに思うんですけど、そのように聞いております。このことは高校生と同様、どこで育ち、どこで学んだかが、どこで働くかということに一定の影響を与えている可能性を示しているのではないかと思っております。

県として、この傾向をどのように認識しているのかについてお伺いをいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ 委員から御指摘いただいたとおり、県内出身者に限りまして、県内就職率が約六割となっております。一方で県外出身者の県内就職率につきましては約一割にとどまっております。出身が県内か県外かによって県内就職率には大きな差があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ ありがとうございます。県外出身者は約一割、県内は六割ということでした。

では、(二)の質問に進みますが、県内大学生の県内就職率の向上についてということでお伺いいたします。

まず、県内産業界との連携についてですが、県内大学生の県内就職率を高めるためには、県内の産業界との連携が重要であると考えています。県内企業の方々からは、もっと学生と企業の接点を持ちたい、県内企業の魅力をもっと伝えたい、インターシップの機会を設けていきたいというような声を私も直接聞いたことがあります。

こういった状況を踏まえて、現在、どのような連携を産業界と行っているの

かについてお尋ねをいたします。

○野崎産業人材課長⇨県内産業界との連携につきまして、県内企業の人材確保を推進するため、産学官が連携する「佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議」を設置しております。構成団体であります産業界の各団体、高校、大学、短大、専修学校等の各学校・団体、行政機関において、産業人材の確保に係る施策の検討、イベント等への出展情報の周知、生徒、学生の参加促進など、緊密に連携しているところでございます。

また、県では、「さがジョブナビ」というウェブサイトを運営しております。登録企業に対して各種イベントへの出展募集、協力依頼や、採用・定着関係セミナーの案内などを行っております。また、当該ウェブサイトを通じて登録企業の採用情報を学生等へ周知しております。

委員から御指摘いただいたとおり、県の取組は、県内企業との連携なくしては成り立ちません。合同企業説明会への出展、大学での出前授業への動向など、多くの県内企業と様々な形で協力、連携をしているところでございます。

以上でございます。

○下田委員⇨ありがとうございます。

それでは、その様々な取組、連携等を行っていただいておりますが、その連携がどのような効果につながっているのかをお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長⇨連携の効果でございますが、県内産業界との連携を密に行っていることで、県が実施するイベント等への県内企業の参加が増えております。これに伴い参加する学生の増加にもつながっていると感じております。例えば、「サガシル」という大学生と県内企業との交流会でございますが、こちら、出展企業が年々増加しております。幅広い分野の企業に参加していたことができれば、イベントに参加した学生が様々な特色ある企業を知ることができ、自分に合った企業に出会うことにもつながると考えております。

また、各イベントでは、実際の商品に触れ、仕事の一端を体験してもらうなど、社員の方々と学生が身近に接する機会を設けるようにしております。この直接の出会いが、学生に佐賀で働くことのリアルなイメージを持ってもらうことにつながり、県内就職へのきっかけになるものと考えております。

このように、産業界との連携によって人材確保施策の有効性を高めることができているというふうに考えております。

○下田委員⇨ありがとうございます。最近も様々な取組をさせていただいてイベントへの出展増、あとは社員さんと直接触れ合っていたということでも効果が出てきているというふうな認識をお持ちだということでした。現に私もそのような実感は確かに持っております。

では、三番の質問ですが、ただ一方で、県内大学生の県内就職率を向上させていく上で、まだまだ課題もあるというふうな認識しております。

県として、どのような課題があると認識しているのかをお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長⇨課題についてでございますが、就職活動の多様化、複雑化によりまして、学生が多くの情報を受け取るようになった結果、県の施策情報が学生に届きにくくなっているということを感じております。学生に県の事業に参加してもらうためには、情報の発信や県が実施するイベントの内容などに相当の工夫が必要となっているという点が課題であるというふうな感じしております。

また、先ほども申し上げたとおり、県内大学への県外からの求人が急増しております。都市部の大企業と比較した場合に中小企業が多い県内企業は、学生から認知度の面で不利な状況にございまして、これも課題の一つであるというふうな考えております。

以上でございます。

○下田委員⇨ありがとうございます。ニーズの多様化で県の情報がなかなか届

きにくいというところは、やっぱり高校生との大きな違いでもあると思いますし、県外求人増加で、やっぱりそっちのほうに引張られてしまうということも、求人自体は佐賀県内は多く増えておりますが、そういった課題もあるということでした。

そういった点を踏まえてですが、今後の取組で、先ほど数値を示していただきましたが、県内大学生の県内就職率については、まず、三〇%を一つの通過点として、その先を見据えた活動が必要だと思っております。県内大学生、県内出身者はもちろんですが、県外の人たちも巻き込んで佐賀の企業に勤めたいなど思っていたことが必要だと思っております。

また、県内産業の持続的な人材確保という観点から、この三〇%という比率がさらに上になっていくように目指していく必要があると考えますが、今後どのような取組をしていこうと考えていらっしゃるのか、それをお伺いいたします。

○野崎産業人材課長 Ⅱ 今後の取組につきまして、県内大学生の県内就職率は三〇%を切っている状況でございます。委員から御指摘いただいたとおり、三〇%を超えて、さらに少しでも引き上げていくことを目指しております。

就職につながる活動の早期化に対応するために、学生が就職を意識する前の大学一、二年生の段階から県内企業を認知してもらい、その後のインターンシップや採用選考につなげていくような取組が必要であると考えております。主に大学一、二年の学生をメインターゲットとしている県内企業と学生の交流会「サガシル」などのイベントを拡充し、より多くの学生に県内企業のことを知ってもらえるよう取り組みたいと考えております。

さらに、学生に直接アプローチするというのも有効であると考えております。大学との連携をさらに強化いたしまして、学内でのイベントの開催や出前授業などを通じて、佐賀で働くことや佐賀の企業のすばらしさを伝えていき

いと考えております。

また、大学へ進学する前の高校生の段階において、県内企業経営者や県内企業で活躍する社員の方々に、佐賀で働くことのすばらしさを伝えてもらう授業を行う「SAGAミライシルプロジェクト」を引き続き実施するとともに、卒業後も佐賀の情報をお届ける公式LINEの運用を新たに始めるなど、切れ目のない人材確保策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱ ありがとうございます。ぜひその取組を推進していただいて、さらに就職率が上がっていくようなことを目指していただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、県立大学との関係についてお伺いしたいんですが、県立大学の設立が今議論されていますが、県内大学生のうち県内出身者の県内就職率は比較的高いことを踏まえると、県立大学の設立は県外流出の抑制という目的、そういった観点からも一定の効果は期待できるのだろうというふうに思います。

また、単に高等教育機関が増えるということだけではなくて、地域で人材を育てて地域で活躍していく流れをつくる契機になる、その可能性も十分あるというふうにも考えています。

この県立大学の設立によって、県内企業の人材確保にどのような影響があると考えているのか、その点をお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長 Ⅱ 県立大学の設立は、県内企業の人材確保に対してプラスに働きます。

まず、現在の県内大学の状況を見ると、県内出身者の約六割が地元就職しており、比較的高い地元就職率となっております。

県立大学につきましては、県内出身者の入学割合が高くなることが見込まれております。そのため県外の大学に進学した後にUターン就職する場合と比べ

て、県内に大学があることで、より多くの学生が、そのまま県内で就職する可能性が高まると考えられます。

また、全国的に見ましても、近年の公立大学の地元就職率は、おおむね四〇から四五％と比較的高く、もともと地元就職につながりやすい傾向がございませう。仮に、県立大学の定員を二百人、そのうち四〇から四五％が県内就職を選ぶとした場合、年間で九十人弱が県内企業に就職するという計算になります。現在の県内大学生の県内就職者数がおおむね三百五十人前後であるということ踏まえますと、数の面でも効果が見込まれます。

加えて、県立大学で育成される「チェンジ・メーカー」となる実践的な人材が県内で活躍することを考慮しても、県立大学の設立は、県内企業の人材確保にとって効果的であると考えております。

○下田委員「ありがとうございます。今、県立大学はプラスになっていくというような大まかな認識であるということの説明をいただきました。

それで、地域との連携というところもお伺いしていきたいんですが、県立大学では、現在、二百を超える協力事業所が登録されているというふうにも聞いています。また、大学や自治体、産業界や金融機関などが連携する「地域構想推進プラットフォーム」の設立も予定されていると聞いています。

大学生の県内就職を促進するためには、県全体の施策と一体的に進めていくことが重要であると考えます。また、今後どのように連携して、一体的、効率的に運用していくべきと考えているのか、その点をお尋ねいたします。

○野崎産業人材課長「県立大学の協力事業所等との連携についてでございますが、先日、県立大学の協力事業所との意見交換会に私も参加させていただきました。多くの事業所から県立大学の卒業生への大きな期待の声を伺いました。採用意欲は高いというふうに感じました。

協力事業所には、課題解決型学習への協力、インターンシップの受け入れ、

社員による大学での授業など、様々な面での参画が期待されています。こうした取組は、県が進めている産業人材確保の施策の多くと連携できるといふふうにご考えております。

また、協力事業所の一覧を見ますと、産業労働部が実施している人材確保イベントにまだ参加されていない業種や事業所も含まれておりまして、県立大学との連携を進めることで県の施策全体の広がりも期待できます。

さらに、昨年十一月には知事と県内大学・短大の学長による意見交換の場「UC5+」におきまして、地域内の大学、自治体、産業界、金融機関などが連携する「地域構想推進プラットフォーム」の設立が合意されたところでございます。

このプラットフォームでは、教育研究分野での連携に加えて、産業界が求める人材像の共有や人材確保施策の協働など、幅広い連携が想定されております。今後、プラットフォームの具体化が進む中で、産業分野における連携内容についても調整を進めていきたいと考えております。

県立大学の設立に向けては、協力事業所や「地域構想推進プラットフォーム」の連携を具体化し、県立大学が育成する人材と県内企業をつなぎながら、県内企業の人材確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員「ありがとうございます。現在、既存の連携の枠を超えて、恐らく産業労働部の所管以外のところの登録もしていただいているということでは、幅広い今後の人材確保政策というのが展開されるのかなというふうにも思っております。

最後に部長にお尋ねをしたいんですが、これまで県内大学生の県内就職率の現状や課題、そして県立大学設立との関係についてお伺いをいたしました。人口減少が進む中で、人材こそが地域最大の資源であると言われております。人

材確保は、単なる就職支援ではなくて、人づくりこそ最大の産業政策であると私は考えています。そして、今問われているのは、若者が佐賀に残る地域ではなくて、若者が佐賀を選ぶ地域をどうつくっていくのかという視点であると思っております。

そこで、部長にお尋ねいたしますが、県として本県の産業や地域の将来を支える人材戦略としてどのような姿勢で取り組んでいくのかというところの部長の所見をお尋ねいたします。

○井手産業労働部長⇨人材戦略についてお答えします。

まず、大きな話として、全ての産業戦略というか、そういうものにつながると思うんですが、私が産業労働部長として常に心がけているのは、人材不足など現場の課題に向き合うことと、佐賀県の将来に向けて様々な分野の付加価値を高めていくこと、そして競争力の強化を図っていく、この二つでございます。あわせて、こうした課題に行政だけではなくて、もちろん商工団体をはじめ、関係団体、関係機関、学校、企業の皆さん、産業界、教育界のみならず、多くの業界の人たちと一緒に課題に向けて取り組んでいくということ、そこをぶれずに進めていくのが私の気持ちです。

その中で、人材不足は、まさに直面する課題ですし、また、佐賀で生まれ、佐賀で学んだ子供たち、そして、その子供たちが佐賀を選ぶ、外からの若者も佐賀を選んでもらうということでございますと、将来の付加価値向上につながるということでも人材確保に取り組んできた、そういう思いでございます。

戦略的には、高校生、大学生、そしてUJI人材を一つの柱、多様な人材が活躍できる環境づくりを一つの柱、あとはデジタル化、リスキリング、ハラスメント等を柱として、様々な施策をひもづけて、効果的な施策には積極的に取り組むという姿勢で臨んでいるところでございます。

様々な業界の方とも連携してしっかり取り組んでいきたいと思っております。それ

が私の思いです。

以上でございます。

○下田委員⇨ありがとうございます。最後に県立大学の設立について僕はちょっと触れたんですけども、佐賀で学んで、佐賀で働いて、佐賀で挑戦する、そのような人材が、今、課長、部長に答弁いただきましたが、そういった挑戦の中で、そのような人材の流れを生み出して、地域から人材が育ち、地域で活躍する、佐賀ならではの人材循環モデルが生まれるというようなことを私は期待しております。佐賀は小さい県ではありますがすけれども、人づくりでは日本一を目指す県であってほしいと思っております。そのような思いを申し上げまして、この質問を終わって次の質問にいききたいと思います。ありがとうございます。

続いて、新規就農者に対する支援についてお尋ねをいたします。

本県の基幹産業である農業は、食料を生産する産業であると同時に、地域の土地を守り、地域産業を支える基盤であるとも考えています。一方で農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中で農業をどのように次の世代へつないでいくのかという課題は、全国的にも大きなテーマとなっております。農業の持続性を確保していくためには、新しく農業に挑戦する方々を増やしていくこと。そして、その方々が地域の担い手としてしっかり定着していくことが極めて重要であると考えております。

農林水産省の統計によると、雇用就農を除いた令和五年の全国の新規就農者数は約三万四千人というふうになっております。また、その年齢構成を見ると、五十歳以上が七三・六%を占めており、若い世代だけではなく、人生後半から農業に参入する方々が担い手として大きな役割を持っているという状況が見えてきます。また、就農はゴールではなくて担い手としての新たなスタートであり、いかに早く経営を軌道に乗せて定着を図ることができるか、これがとても

重要であります。県として新規就農の対策は、数の確保だけではなく、定着と経営発展につながるよう、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。このような全国の傾向も踏まえながら質問をさせていただきたいと思っております。

まず、佐賀県における新規就農の状況についてです。

一番目に、新規就農者の年齢構成についてお尋ねをいたします。

担い手確保という観点では、若い世代の就農を促進していくことは、もちろん重要であります。近年は人生後半から農業に参入する方々も増えており、農業の担い手の姿そのものが多様化しているようにも感じております。

そこで、お尋ねをいたしますが、近年の佐賀県の新規就農者の年齢構成はどのようになっているのか。また、その特徴について県としてどのように認識しているのかをお尋ねをいたします。

○庄山農業経営課長 県で毎年実施している新規就農者調査を見ると、佐賀県における新規就農者数は、直近の令和七年で百四十二名となっております。このうち雇用就農を除いた自営就農者は百二名となっております。その年齢構成は、順に申し上げますと、三十歳以下が三十六名、三十一歳から四十歳が二十九名、四十一歳から五十歳が二十七名、五十一歳から六十五歳未満が十名となっております。このように五十歳までの新規自営就農者の合計は九十二名となっており、全体の約九割を占めております。ここ数年も同様の傾向で推移していることから、若い世代の新規自営就農者が多いことが本県の特徴の一つと考えております。

以上でございます。

○下田委員 ありがとうございます。佐賀県の特徴として若い人が圧倒的に多いというようなことが言えるのだと思います。ただ、国とは統計の取り方が違うというところもありますので一概に言えないところもあるようですが、今、

データをいただきました。ありがとうございます。

それでは、二番目の五十代以上の就農状況についてですが、若い世代の就農促進はもちろんですが、担い手不足が進む中で人生後半から農業に挑戦する方々も、地域農業を支える担い手として位置づけていく視点も必要だと感じています。例えば、会社を終えた後に農業に挑戦する方、地域に戻って農業を始める方など、それぞれの社会経験や人脈を生かしながら農業に取り組まれるケースもあると考えています。農業は、地域との関係の中で営まれる産業でもあり、こうした中高年層の参入は、地域農業にとっても重要な力になる可能性があるというふうにも思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、五十歳以上の就農状況はどのようになっているのか。また、人生後半からの農業参入も担い手確保の重要な要素と考えますが、佐賀県としてどのような位置づけで捉えているのか、この点をお尋ねいたします。

○庄山農業経営課長 令和七年の五十代以上の方、調査の集計上、五十一歳以上でカウントさせていただきますが、その自営就農者は十名となっております。その内訳は、新規参入が七名、Uターン就農が三名となっております。また、主な経営部門で分類しますと、施設野菜が四名、露地野菜が三名、果樹が二名、米・麦で一名となっております。

委員おっしゃられたとおり、五十代以上の新規自営就農者は、就農する前の豊富な経験に基づく経営力であったり、地域への貢献というものが大いに期待できると考えております。県としまして、五十代以上の方も他の年代の方と同様に、本県農業・農村を維持していく上で重要な担い手と認識しております。その支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○下田委員 ありがとうございます。数値も示していただきました。

それでは、その五十代以上の方々への就農支援についてお尋ねをいたします。国の就農支援制度の多くは四十九歳までを対象としていて、若い世代への支援が中心となっています。しかしながら、今、話したとおり、担い手不足が進む中で農業を支える人材は、若い世代だけではなく、幅広い世代から確保していく必要があると思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、県では、五十代以上の就農希望者に対し、どのような支援を行っているのか。また、人生後半からの参入者が持つ経験や地域性を踏まえた支援の必要性についてどのように考えているのか、以上をお尋ねいたします。

○ 莊山農業経営課長 〓 今の取組でございますが、県では、新規就農者を確保するため、例えば就農啓発セミナー等での呼び込みや就農相談、トレーナー制やトレーニングファーム等での実践研修、就農する際の農地や施設機械等の整備など、入り口から出口まで一連した切れ目のない支援に取り組んでおり、これらにおいては年齢による差は設けておりません。

次に、支援の必要性についてでございますが、人生後半から農業へ参入される方は、若い世代にない他産業で培った経験や能力を備えている場合も多く、農業経験の有無や目指している農業経営など、目標や事情も大きく異なると思っております。このため、就農相談の段階から個別事情に応じた助言を行いまして、無理なく定着できるよう対応することが必要と認識しております。

以上、お答えいたします。

○ 下田委員 〓 ありがとうございます。特に佐賀県としては年齢云々というより、幅広く一人一人に対応しているというような趣旨でもあったと思います。

それでは、今後の取組についてですが、様々な世代から農業を支える人材を確保していくことが必要です。

そこで、お尋ねをいたしますが、多様な人材を担い手として確保していく観

点から、五十歳以上の就農支援に今後どのように取り組んでいくのかという点についてお尋ねをいたします。

○ 莊山農業経営課長 〓 今後の取組でございますが、県が実施する新規就農者に対する支援については、先ほど御答弁させていただきましたとおり、年齢によって差は設けておらず、幅広い年齢層を対象としております。今後も五十代以上の層も含め、本県農業を支える担い手としてしっかりと支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 下田委員 〓 ありがとうございます。よろしく願います。

それでは、(三)ですが、新規就農者の定着状況と就農後の支援についてお尋ねをいたします。

まず、定着状況についてですが、新規就農者については、就農してから三年から五年の間に様々な課題に直面することが多く、三年から五年の壁というようなことも聞いたことがあります。就農そのものがゴールではなくて、そこから経営を軌道に乗せて地域農業の担い手として定着していくことが重要であると考えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、新規就農者の定着状況について県ではどのように把握しているのか。また、その実態をどのように評価しているのかをお尋ねいたします。

○ 莊山農業経営課長 〓 新規就農者の定着状況につきましては、毎年、五年前に就農した方を対象に、農業振興センターを通じまして、市町、JA、生産組合等に営農を継続しているかというところを確認するなどして取りまとめをしております。雇用就農を除いた自営新規就農者の五年目の定着率につきましては、令和七年調査、令和二年に就農された方の状況でございますが、こちらは八九%となっております。近年も九割前後と高い水準で推移しております。

この定着率が高い要因を申し上げますと、農業振興センターにおいては、新規就農者を参集した激励会というものを開催しております、その場で佐賀県農業士であったり、農業青年クラブや関係機関とのコネクションづくりを行っております。また、農業士による技術、経営面での支援、農業青年クラブでの仲間づくり、JAの生産部会への参画を通じた技術研さんなど、関係機関が連携して新規就農者を継続的に支援する仕組みが充実しているところ、この定着率の高さにつながっていると認識しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ定着率、農業をやめていない方が八九%いらつしやるということ、様々な取組をしていただいているというふうには認識をします。

それでは、新規就農者の経営定着に向けて、どのような支援に取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○莊山農業経営課長Ⅱ県では、新規就農者の定着に向け、各地域の農業振興センターにおいて、JAや市町等の関係機関と連携し、例えば新規就農者を対象とした栽培、経営に関する基礎研修であったり、国の経営開始資金や就農準備資金を交付した就農者への就農状況を確認する面談、これは半年に一回程度行っております。必要に応じて一カ月単位の定期的な巡回訪問、相談対応等の伴走支援などに取り組んでいるところでございます。また、近年は、資金面の経営管理能力が求められることから、日本政策金融公庫との共催によりまして金融リテラシーに関する研修を実施しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

それではもう一点、就農時の設備投資についてお尋ねをしますが、近年、資材価格の高騰などで施設整備や農業機械の導入など、就農時の初期投資が大きくなってきている状況があります。施設整備などの初期投資が高額となって就農初

期の経営を圧迫している点があると思えますが、どのような対応を行っているのかお尋ねをいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ県では、設備投資が高騰する中でも、新規就農者の安定した経営が図られますように、施設や機械等の整備を支援する事業におきまして、これまでも必要な対策を段階的に講じてきたところでございます。

具体的に申し上げますと、一人当たりの補助上限額を千二百万円から三千万円に引き上げるでありますとか、新規就農者の経営開始初年度におきまして、苗や肥料といった生産資材も上限額を設けて補助対象に追加をするなどしてきたところでございます。

また、過大な設備投資とならないように、各農業振興センターにおきまして、関係機関やトレーナーなどと連携しまして、借入金などの償還期間やライフプランを踏まえた長期的な経営計画の作成支援でありますとか、施設整備の仕様や事業計画の検討、そして費用対効果の精査といった伴走支援を行っているところでございます。

加えまして、就農時の初期投資を軽減するため、地域の中古ハウスを有効活用していくよう、中古園芸ハウスの情報共有やマッチングを円滑に行うための地域や生産部会内の仕組みづくりでありますとか、中古園芸ハウスのリノベーションに対する支援にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。様々な支援をいただいているというふうには認識しています。

では、今後の取組ですが、新規就農対策は、就農者数の確保だけではなくて、定着と経営発展につなげていくことが重要であると考えています。今後、就農初期段階の支援について県としてどのように取り組んでいくのか、この点をお尋ねいたします。

○ 庄山農業経営課長 Ⅱ 新規就農者の経営を取り巻く環境が厳しくなる中、栽培技術の習得、スキルアップはもちろんのこと、安定した経営を確立し、発展させるための経営管理能力をいち早く身につけることが重要と考えております。

そのための支援としまして、先ほど答弁した取組を継続するとともに、令和八年度から新たに全国段階の教育機関と連携したオンライン講義等の実施、特に経営改善が必要な新規就農者につきましては、関係機関による経営診断に基づく経営改善計画の策定であったり、目標達成に向けた巡回指導などの濃密な伴走支援に取り組むこととしております。

また、経営発展につなげる取組としまして、若手農業者が交流し、稼ぐ農業を学ぶ場をつくったり、稼ぐ青年農業者を増やしていく取組として販売額三千万円以上を目指す経営体への伴走支援などに取り組んでいこうと考えております。

このような新規就農初期の定着支援を通じ、新たに農業を始めた方々が経営を断念することなく、本県農業を支える担い手として活躍されるよう、しっかりと支援してまいります。

以上でございます。

○ 下田委員 Ⅱ ありがとうございます。今後の取組について御答弁いただきました。

最後に部長にお尋ねしたいのですが、担い手不足が進む中でこれからの農業政策、単に新規就農者を増やすという発想だけではなくて、誰に農業を担ってもらうのか、どうすれば農業を続けていけるのかという視点で担い手政策を組み立てていくことも重要であると感じています。

本県農業の担い手を将来にわたって確保していくために、幅広い年齢層の新規就農者の確保と定着に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、部長の見解をお尋ねしたいと思います。

○ 島内農林水産部長 Ⅱ 新規就農者の支援に対する私の思いについてお答えいたします。

農業は、本県の食と地域を支えてきた重要な基幹産業でございます。しかし、近年、農業を取り巻く環境は、担い手の減少、気候変動、経営の高度化など、大きな変化の中にあり、未来へバトンをつないでいくためには、新たな担い手の確保と育成が何よりも重要だと考えております。

その中で、新たに農業の道を志していただく新規就農者の皆様は、本県農業の未来そのものだというふうに考えております。農業への挑戦には期待と同時に不安も伴います。だからこそ、県としては、皆様の第一歩を確かなものにし、継続可能な経営につながるよう、技術、資金、経営、地域定着の全ての面で切れ目なく支援することが使命であるというふうに考えております。

私自身、農業は、単なる産業にとどまらず、地域を育て、人と人をつなぎ、未来の子供たちに誇れる風景を残す営みだというふうにも感じております。その営みに新たに参加してくださる皆様に地域全体で支え、共に成長していける環境を整えることが私の強い思いでございます。

今後も、新規就農者の皆様が、この道を選んでよかったと実感できるよう、伴走支援をさらに充実させ、現場の声に耳を傾けながら実効性のある新規就農者支援対策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 下田委員 Ⅱ 部長、ありがとうございます。今、部長もおっしゃっていたとおり、農業は、単なる産業ではなくて、地域の土地を守り、地域社会を支える基盤であって、まさに人の命を支える営みでもあるというふうに思っています。若い世代も、人生後半から挑戦する方々も、それぞれが担い手として力を発揮できる農業の姿をつくっていくことが本県農業の未来につながるものと考えています。農業は、命を育み、地域の心を育てる営みでもあります。県

におかれましても、新規就農者の確保と定着支援にしっかりと取り組んでいただくことを御期待を申し上げまして、次の質問に移ります。

それでは、三番目、最後の質問ですが、これからの企業誘致の取組についてお尋ねをいたします。

近年、佐賀県への企業立地は、明らかに新しい段階に入りつつあると感じています。私の地元である鳥栖市においても、アイリスオーヤマさんによる工場拡張、久光製菓さんの新研究所の立地、アサヒビールさんの工場進出など、単なる生産拠点の増加というよりは、佐賀県を戦略拠点として選んだという企業側の意思を感じる立地が続いていると認識をしています。また、佐賀市に進出したCygames Picturesさん、この事例は、若者にとって佐賀で働き、佐賀で夢を追うことができるという環境が整いつつあることを示す象徴的な事例であるというふうにも受け止めています。

現在、九州では、半導体関連産業を中心とした大きな産業の変化が起きています。熊本への半導体企業の進出を契機として、いわゆる九州シリコンアイランドの動きが再び活発になって、九州全体の産業構造が大きく動き始めています。

こうした中で、この追い風を一過性のものに終わらせるのか、それとも中長期的な地域の成長につなげていくのか、ここからの政策判断は、佐賀県の産業構造や雇用環境、さらには人口動態にも影響を及ぼす重要な局面にあると私は感じています。

そのような中で、県は、今回、「佐賀県企業立地の促進に関する条例」を廃止して、新たに「地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例」へ移行する制度改正を行おうとしています。

この制度移行は、これまで税制優遇、補助金が選択性であったものを併用可能とする仕組みへ転換するものであって、さらに、課税免除による減収につい

ては、地方交付税によって補てんされる仕組みとなっていて、企業誘致のツールを強化しながら、財政的リスクを抑えて運用できる制度であると理解をしています。だからこそ重要になるのは、単に企業立地を増やすことではなくて、どのような企業立地を後押ししていくのかという制度運用の思想であるというふうにも考えています。

そこで、質問をさせていただきます。

まず、条例移行の目的についてです。

今回、「佐賀県企業立地の促進に関する条例」を廃止して、新たな県税課税免除条例へと移行する議案が提出をされています。この制度移行は、企業誘致の仕組みを見直す一つの大きな転換点であると考えております。

そこで、今回、従来の条例を廃止して新しい条例へと移行する目的について、県はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○田中企業立地課長 今回廃止いたします「佐賀県企業立地の促進に関する条例」につきましては、平成十七年に制定したものでございまして、特区指定十二市町への立地企業に対し、事業税や不動産取得税の減免、または補助金交付のいずれか一方を選択できる優遇制度を設け、企業誘致を進めることで雇用創出と地域経済の活性化を図ってまいりました。しかし、近年、企業進出が進み大きな成果を上げる一方で、産業用地が不足しつつございます。

また、人材確保の観点からも、県といたしましては、半導体やコスメなどの成長産業、また、投資規模、賃金水準が高いなど、付加価値の高い企業誘致に全力で取り組んでおります。

こうした状況を踏まえまして、条例の廃止に伴い制定する新条例では、優遇措置を拡充し、他県との誘致競争での優位性を高めることを目的としております。あわせて、地元企業にも適用できる制度とすることで県内全体の投資誘因や雇用拡大を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では次に、制度の内容について伺いいたします。

今回の制度移行では、これまで選択性であった県税優遇、補助金を併用可能とする仕組みになると聞いております。このことも含めて今回の制度移行の概要について、県としてどのような制度設計となっているのかお尋ねいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ今回の移行に伴いまして、税政課が提案しております新条例、「地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例」は、いわゆる地域未来投資促進法に基づきまして、促進区域において県税の特別措置を講じるものでございます。

具体的には、促進区域で国の課税特例の確認を受けた地域経済牽引事業に供する施設の土地、家屋、構造物につきまして、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を可能とする内容でございます。これによりまして対象企業は従来の誘致企業に限らず、県内で投資する地元企業にも広がります。また、対象区域も従前の特区十二市町から県内全市町へ拡大することとなります。さらに、この条例に基づきまして県税の課税免除を行った場合の県の減収分につきましては、地方交付税の仕組みにより補てんされることになっております。

なお、従来は県税の課税免除か補助金交付のいずれか一方の適用でございましたが、要件に応じて両者を併用できるようにいたします。

以上、お答えいたします。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では、続いて三点目をお伺いしたいと思います。

企業誘致を成功させるためには、単に制度を整えるだけではなくて、どの分野の企業を、どこに、どのように誘致するのかという戦略が重要であると考えております。現在、九州では、半導体関連産業をはじめとした産業集積が進ん

で、地域間の企業誘致競争は、これまで以上に激しくなっています。こうした中で佐賀県として、どの産業をターゲットに企業誘致を進めていくのか、その戦略がこれまで以上に重要になってくると感じています。

そこで、お尋ねいたしますが、佐賀県として今後どのような戦略の下で企業誘致を進めていくのかをお尋ねいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ企業誘致の実現は、投資や雇用の創出など、地域経済に大きな効果をもたらします。一方で誘致を実現するためには、委員おっしゃるとおり、自治体間の厳しい競争を勝ち抜く必要がございます。その中におきまして、佐賀県では、災害リスクの低さ、優れた交通アクセス、アジア市場への地理的優位性、優秀な人材、そして手厚いサポートなど大きな強みがございます。こうした強みを生かしまして積極的に誘致に取り組むことで、これまで大きな成果を上げてまいりました。

そして、現在は、半導体やコスメといった本県に強みのある分野、デジタル関連分野、蓄電池・次世代モビリティなどのグリーンイノベーション、さらに、研究開発や総務・経理といった本社機能の移転を重点分野に据えております。こうした産業の集積を通じまして、人材の確保や県内企業との相乗効果の創出につなげてまいります。

今回の移行に伴う優遇措置の拡充も、こうした取組を後押しする強みとなります。引き続き、企業誘致の実現に向けて戦略的に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○下田委員Ⅱありがとうございます。ぜひ戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

今後の取組について、最後にお伺いをしたいと思います。

私の地元である鳥栖市では、これまで物流業の集積が進んで、九州における物流拠点として一定の役割を果たしている地域だと思っております。特に、鳥栖

インターチェンジを中心とした物流ネットワークは、九州の経済活動を支える重要な基盤となっています。今回の制度移行で税制優遇、補助金という企業誘致のツールが強化されることで、これまで以上に一步踏み込んだ企業誘致戦略が可能になると期待をしています。

そこで、お尋ねをいたしますが、今回の制度改正を踏まえて、県として今後どのような方針で企業誘致に取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

○田中企業立地課長 鳥栖市には、九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車道がクロスする鳥栖ジャンクションがあり、鳥栖インターチェンジや小郡鳥栖南スマートインターチェンジへのアクセスも優れた、全国的にもまれな交通結節点であると考えております。これによりまして九州全域を一拠点でカバーできる立地先として高く評価されております。

また、県内だけではなく、福岡空港や博多港にも近接しており、スピードを求める国内輸送から国際輸送まで対応できる立地先であり、こうした強みを背景に大型物流倉庫や配送センターの新設が続き、物流企業の集積がさらに進んでいると考えております。

さらに、この交通利便性を生かし、自動車関連や食品、医薬品などの幅広い製造業も立地しており、製造品出荷額は県内トップクラスになっております。

首都圏事務所で企業誘致を担当している職員からも、鳥栖市のみを立地先の候補として検討する企業も少なくないと聞いております。立地先のポテンシャルは非常に高いものがございます。

こうした中、サザン鳥栖クロスパークの開発も進んでおりまして、今回、拡充する優遇措置も広報し、鳥栖の強み、そして佐賀県全体の立地先としての強みを生かしながら、若者などの人材確保にもつながる付加価値の高い企業の誘致に力を尽くしてまいります。

以上、お答えいたします。

○下田委員 ありがとうございます。ぜひとも、さらに飛躍をしていただきたいと思っておりますので、鳥栖を強めに言いましたけれども、佐賀県全体でお願いしたいと思っております。

最後に、また部長にお尋ねをしたいんですけど、ここまでの答弁を伺って、制度としては企業誘致を後押しする環境が、さらに整うことになるかと理解しております。今回の制度は、補助金と県税優遇を併用可能とすることで企業誘致のツールを強化するものであって、さらに交付税措置によって財政的リスクを抑えながら運用できる仕組みとなっております。

だからこそ、今後問われるのは、制度の運用ではなくて、その活用の姿勢ではないかと思っております。単に立地の量を追うのではなくて、将来の産業構造や雇用につながる質の高い企業立地を戦略的に後押ししていく意思があるかどうか。特に、九州のクロスポイントである佐賀県東部地域は、物流のみならず新たな産業集積の可能性を持つエリアでもあります。

こうした地域のポテンシャルも含めてこれからの企業誘致をどのような姿勢で進めていくのか、部長にお尋ねをしたいと思っております。

○井手産業労働部長 企業誘致にどのような姿勢で臨むのかという質問にお答えいたします。

人材確保についても申し上げましたが、私は、常に現場の課題に向き合うということと、佐賀県の将来に向けて様々な分野の付加価値向上を目指していくということを目指しております。それが前提です。その中で企業誘致は産業集積を通じて、まさに付加価値を高め、雇用や賃金水準の向上、サプライチェーン構築による経済波及効果などの、まさに課題解決につながるもので、大きな効果を発揮します。

先ほど課長も答弁しましたが、首都圏事務所で誘致を経験した職員、私も客観的に見ても、熾烈な誘致競争の中で誘致を実現してきました。東京から佐賀を客

観的に見ると、やはりBCPの観点や交通アクセス、アジア市場への近接性、勤勉で優秀な人材などはもちろんのこと、地域、地域でその強みがございます。また、佐賀の暮らしそのものに魅力を感じていただいているという企業さんもございました。

こうした、要は、競争しても勝てるポテンシャルがあるという思いで誘致活動に取り組むとともに、選んでいただくために、そのニーズに沿った提案を個別具体的にしていくことだと思います。もう、それに尽きると思います。

先ほど課長が答弁で事例を示しましたが、今後、誘致していきたい業種も様々ございます。企業誘致に全力を尽くすということで、それが私の思いです。○下田委員Ⅱありがとうございます。俯瞰的に見ると勝てるポテンシャルがあるというところをいかに信じられるかというのは、とても大事なところだと思います。部長、答弁ありがとうございます。

最後に、今回、私は、県内大学生の県内就職、新規就農者への支援、そして企業誘致について質問させていただきました。一見、別のテーマに見えますけれども、私自身は、全てが同じ課題につながっていると考えています。それは佐賀で学び、佐賀で働き、佐賀で暮らす、その循環を地域の中でいかにつくっていくのかということです。

今後、設置が検討されている佐賀県立大学も含めて、若者が地域で学んで、地域で挑戦して、地域で働く、その受け皿となる産業を地域の中で育てていくことが重要だと考えています。

この企業誘致は、単に企業を増やす政策ではなくて、地域の未来をつくる政策です。佐賀県の次の成長につながる企業誘致にぜひ取り組んでいただくことを期待申し上げます。私の質問全体を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○武藤委員Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。私は、

今日、三問、農業分野ばかりでしたが、準備をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、筑後川下流土地改良事業についてです。その中の一つとして、初めに乙第十九号議案についてお尋ねしたいと思います。

国営土地改良事業の完了に伴って負担金条例を改正し、新たな事業を追加するというものです。この追加する事業、国営造成土地改良施設整備事業佐賀中部地区の事業がどのようなものかお示しいただきたいと思っております。

○江口農山村課長Ⅱ今回、条例に追加いたします国営造成土地改良施設整備事業佐賀中部地区でございます。この地区につきましては、佐賀市、小城市の一部、受益面積が約九千七百ヘクタールございますが、この農地を対象といたしまして、嘉瀬川から川上頭首工地点で取水いたしましたかんがい用水の管理、それから、円滑な地域排水の管理を行うために必要な施設について、農林水産省が更新整備を実施しております。

本事業は、令和五年度に着手いたしました。今年度完了予定ということになっております。総事業費が約九億八千万円で、その内容といたしまして、各管理所内の制御システムの改修が七カ所、各水路の水位観測機器の改修が三十五カ所となっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。事業完了から二年据え置きをして十五年に及ぶ償還が始まることですが、今回の事業はいつから開始されたんでしょうか。

○江口農山村課長Ⅱ今回、追加する事業につきましては、令和五年度から着手しております。

以上でございます。

○武藤委員⇨低平地である佐賀市を中心とした事業ということで、これがこういった形で、ほかの筑後川下流土地改良事業とはまた別の形で計画をされてきているということなんですけど、佐賀市の地域を真ん中にして東のほうは筑後川から取水するかんがい排水事業であり、嘉瀬川から西のほうは嘉瀬川ダムから送水をする事業があり、いずれも筑後川土地改良事業と総称されている大規模な範囲でのかんがい排水事業があります。

この筑後川下流土地改良事業について改めてお聞きいたします。

佐賀県東部地域での事業内容は、どのようなものだったでしょうか。

○江口農山村課長⇨東部地域におきましては、筑後川の筑後大堰の約千六百メートルくらい上流にございますが、右岸側の地点で取水いたしまして、鳥栖市から佐賀市までの三市三町、受益面積でいいますと約八千三百ヘクタールになります。こうした地域に広く送水するための施設でございますとか、地域排水を担うための施設整備を実施してきております。

具体的に申しますと、基幹施設といたしまして、取水施設を一カ所、佐賀東部導水路と呼ばれます幹水路を二十二キロメートル、それから末端施設といたしまして幹線水路のクリーク水路などになります。徳永線と呼ばれます路線ほか六路線で七十二・五キロメートル、揚水機場を六カ所、排水機場を三カ所、水管理施設一式などとなっております。

以上でございます。

○武藤委員⇨今、東部導水路関係について御説明いただきました。

では、嘉瀬川から西部方面に嘉瀬川ダムの水を送水するための川上頭首工からの西部導水路などを整備されました。この事業内容については、どのようなものだったでしょうか。

○江口農山村課長⇨西部地域におきましては、委員からお話ございましたように、嘉瀬川ダムに貯留されましたかんがい用水を小城市や白石町など四市

三町、受益面積で申しますと約九千ヘクタールを対象にしまして、これらを送水するための施設でございますとか、地域排水を担うための施設の整備を実施しております。

その内容といたしましては、基幹施設として、取水施設を一カ所、それから佐賀西部導水路と呼ばれます幹線水路が十二・九キロメートルでございます。末端施設としては、導水路と幹線水路がございますが、佐賀西部高域線をはじめとしまして、ほか七路線五十三・二キロメートルの整備しております。このほか揚水機場三カ所、排水路十五・五キロメートル、排水機場三カ所、水管理施設一式などとなっております。

以上でございます。

○武藤委員⇨御答弁いただきましたが、言葉で聞くより地図のほうがいかと思ひまして、皆さんから頂いた資料を基に作りましたパネルです。(パネルを示す)今、一番目に聞いた佐賀中部地域の低平地が関連する土地改良事業ということになっていて、今後、償還が始まる分ですね。筑後川から東部導水路を引いて佐賀市兵庫のほうに大きな導水がされております。そして、県営の水路もあつたりするんですが、青で示されているのが国営の水路ということで、三田川線、千代田線、大詫間水路、諸富線というようなことでできています。そして、この周辺の方たちが農業を営めるということになっていきます。

西部導水路のほうは、嘉瀬川の川上頭首工から佐賀県の西部方面に幹線水路が引かれて、その後、佐賀西部導水路という形で白石のほうに水を持っていく、そういう事業になっています。本当に佐賀県の佐賀平野を横断していく大きな事業で、南のほうに水路がずっと延びている、そして農業が営めるようになっていくということですから、圃場整備が先行して、こんなに大々的にかんがい排水事業が行われてきました。

初め、効率的に農業ができる希望ある事業のように言われておりました。県

庁内も、土地改良課がありました。圃場整備や上場のことは、この土地改良課が担当してこられました。その後こういう大きな事業をするために、農林部の中に農地整備局ができたと思います。国営だけでは、なかなか進み具合も遅くなるということもあって、水資源機構が行う事業もできました。それが先ほどの佐賀東部導水路というふうになってきています。

私が県議になって数年後だったと思うんですけども、あるとき、電話がありました。農業所得が低くなる一方なのに土地改良の負担金がとても重い。そういう払いきれないような事業をすることになったと聞いているという電話でした。それがきっかけとなりまして、いろんな方たちからお話を聞いたんです。この事業は、全国唯一の市町村特別申請事業として行われてきました。農家や土地改良区から事業をしてほしいという申請事業としての形が取られたわけです。別の人からは、こう聞きました。自分は申請の署名をしていない、印鑑もついていない、それなのに事業をすることになっている、こういった声もありました。ある地域では、こんなことをするくらいなら土地改良区をもう脱退する、そういった動きがおきました。こういった理解が得られていない事業があったという過去について、課長、御存じでしたか。

○江口農山村課長 土地改良区を脱退するといった、そういう騒動についてでございますけど、ちょうど私、入庁が平成三年でございまして、入って二、三年ぐらい、この事業を現地機関のほうで担当しております、そのことはよく承知しております。

以上でございます。

○武藤委員 二 こういった動きがあつて、自治体によっては農家負担をゼロにするとか、あるいは限りなくゼロにしていこうというふうな自治体も出てきたわけですね。私が、筑後川下流土地改良事業の負担の提案があると、その議案には、これまでも反対をしてきました。いろんな問題点も指摘してきたわけです。自

民党の中にも杵島郡選出の山口勘六郎さんという議員さんがおられまして、近くによか水のあるとやけん、わざわざこんなことせんでもいいのにと、遠くて高い水よりも、やっぱり近くて安い水のほうがよっぽど農業者にはよかよと、私が質問したりするたびにそういうふうに声をかけてくださったり、あるいは現地を調べに行ったり聞いたりするときも、一緒に行こうかねとか言つてついてきてくださったことを思い出します。

この事業は、安定的な水を確保するというものなんですけれども、でも、それまでは山手のほうはため池がありました。下流域では佐賀平野で特有のアオ取水という、有明海の海水を取水の樋門のところまで操作をしてアオ取水にして使っていたと。水はそれで賄っていたという状況でした。しかし、アオ取水の権利放棄をさせられ、ため池の地域の人たちも事業へ参加させられるなど、農業者にとつては不満はとても大きくなって渦巻いていました。

そもそも、筑後川水系の水資源開発基本計画により、福岡県を中心とした水利用のため、佐賀県にも水利権を与える一環として開発費も負担する、そういう位置づけがあつて始まったものです。長い時間を経て事業が行われ、約二千億円もの事業費が投じられ、県も、市町も、農家も負担は大きいものでした。とりわけ農業情勢はその頃から大きく変わりました。農業基盤をよくするためにとはいえ、それ以上に農家が苦しいものになっている、これが現状です。苦しい状況を訴えられた何人も当時の農家の方たちのお顔が浮かんでまいります。そういう方たちが自分たちの負担を軽くし、そんなに大きな事業をどんどんすることなく負担も少なくて済むようにしてほしいと願われたことが忘れられません。

筑後川下流土地改良事業に伴う農家の負担金、重い、重いと言われているんですけれども、大体幾らぐらいになっているでしょうか。そして、償還状況については、どうなっているでしょうか、御答弁ください。

○江口農山村課長Ⅱ筑後川下流土地改良事業につきましては、農林水産省が事業主体となりまして、委員からお話がありましたように、佐賀、福岡両県にまたがる受益面積五万四千ヘクタールの日本最大級の事業といたしまして、昭和五十一年度に着手されております。事業促進を図るために、例えば特別会計の導入ですか、水資源開発公団、現在は水資源機構と申しておりますが、公団への事業承継。それから、送水方法を変更いたしておりますので、そういったものに伴います新規地区の着手など三回の計画変更を得まして六つの事業会計で実施されてきております。

これらに係る農家の負担割合につきましては、地元負担の軽減などを行いました結果、基幹施設や末端施設の排水部分につきましては、農家負担がございません。それから、末端施設の負担対象事業費の用水部分につきましては、これは市町によってちよつと異なりますけど、一般的に四%の負担ということになっております。

昭和四十七年度に全体実施設計を策定して以降、平成三十年度に事業が完了するまでの総額は、約二千九億円でございます。このうち農家負担金額につきましては、総額約二十四億九千万円でございまして、その償還状況は、令和六年度までに二十三億六千万円の償還を終えております。これは全体の農家負担額の約九五%に当たります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ大体九五%を償還してきたということなのですが、なんと二十三億六千万円も支払ってこられたということで、一戸当たりが十アール当たりで幾らというふうになっていたの、とても大きな額になっています。本当に苦しいとおっしゃるのは当然だし、県も大きな額を、二千億円を超えるような額の中で県の負担も大きかったと思います。そして、市町の負担も大きかったと思います。農家にとっては農業所得が減る中で、これだけの負担をするという

ことがどれだけ大変なことだったかということをお考えください。こういうことをされるぐらいなら、アオ取水もあったのか、ため池の利用があったの、という思いで、もう土地改良区を脱退したいというお気持ちがあったのも、それは当然のお気持ちだろうなというふうにも思うわけです。

筑後川下流地域で整備された施設、そして、莫大なお金がつぎ込まれてきたこの事業、今後の佐賀農業の発展のために無駄にすることなく、当時、泣く泣く事業に参加した人たちのお心も大切にしながら、もうここまですすんできた事業ですので、後、終わりももう見えてきているというふうにも思いますので、ぜひちゃんとした活用をしていただかなくちゃいけないと思うんですけど、どのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○江口農山村課長Ⅱ筑後川下流土地改良事業により整備された施設につきましては、佐賀農業の発展に必要でありますことから、将来にわたり適正に保全し、活用し続けていかなければならないというふうにも認識しております。

しかしながら、これらの施設が計画された当時、昭和四十年代でございまして、それと今日とを比べますと、人口減少に伴う農業構造ですとか、気候変動に伴います雨の降り方など様々な状況が変化してきております。

農業面では、作付の変化、作付時期の早まりに伴う取水時期の前倒し、地域排水面では、クリークの事前放流後の水位回復のための用水の補給など、それぞれの地域におきまして水の使われ方が変化してきているのもござい

ます。このため県としては、施設の機能を用水面、排水面から確認しました上で、地域農業の将来像にかなう施設の規模や仕様に見直すということなど、地域の水需要の変化に対応した取組を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、施設の効果的な活用につきまして、これらの施設を次の世代につなげられますよう、地域の声にしっかりと耳を傾けまして施設の管理者である市

町、土地改良区とも協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員 当時、この事業のときに農家の方たちは説明を余り受けていない、それから納得もしていないというふうなお声が多かったわけです。でも、当時の知事は、もう理解と納得は得ているというふうなことを平気で言われておりました。しかし、実態はそうじゃなかったということが、私にもどんどん寄せられて状況をつかむことができました。大きな問題になってきたこの事業ですけれども、基盤整備が一定整ったということもありますので、今、課長がおっしゃったように、今後の農業にきちんと生かしていただきたい、そのことを心から願っております。

しかし、一方で今でも言われているのは、単なるゼネコン肥やしになったんじゃないかというような言葉も聞きますので、やはりそうじゃない在り方、これだけのお金をつぎ込んで、農家の方たちの負担もとても重くて苦しい思いをされてきた。こういう歴史を絶対に忘れることなく、その思いを大切に生かしていただけたらというふうに思っております。

次の質問に進みます。二番目に新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてです。

とても難しい表題ですが、改定農業基本法に基づく農業の在り方の中での農業施設の整備拡大、いつてみたらそういうことではないかなというふうに思います。それが、それについてお聞きしたいと思います。

国は、二〇二四年に食料・農業・農村基本法を改定しました。先ほど示したように佐賀県では圃場整備を進め、合理的だと言われるようなかんがい排水事業で、農村が豊かに生産性を高めることを目的として土地改良事業が早くから取り組まれてきました。先ほど言った市町村特別申請事業というのは、全国の土地改良事業の中で佐賀県だけの特別の申請事業として注目された、そういう

たやり方をした事業です。それが進んできたんですけれども、今では、さっきも言ったように償還が重くのしかかっているという中で、農家の皆さんたちは、この償還を背負うだけでなく、種子、肥料、農薬、飼料、機械、燃油などが高騰して本当に苦しい経営の下にあります。佐賀県だけの問題ではなく、全国の農業者が抱えていることだとも思います。

本来、農業とは、一九六一年の農業基本法にあったように、国民の食料、その他の農産物の供給、資源の有効活用、国土保全、国内市場の拡大等、国民生活の安定に寄与してきたものです。農業者は、それに見合った評価を受け、価値と報酬を農業生産の成果として得てもらわなければなりません。

ところが、農業基本法の改定によって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者と、それ以外の多様な農業者に分けられました。そして、農業政策も効率化のほうに光が当てられることが多くなってまいりました。それでも生産者は佐賀農業を支える大事な担い手です。農業に従事し、私たちの大事な食料を生み出してもらっています。だからこそ、共同乾燥調製施設をはじめとした、米麦だけでなく園芸農業に必要な施設における各制度も佐賀県内の実情に合わせた形で、国事業、県事業、それぞれ活用できるものは活用していただきたいと思っております。

今、農業の高齢化や減少がある中で、大規模農家だけでなく、中小規模の農家のことをしっかり考えていただく取組が欲しい、大事だと思っております。

そこで、質問ですが、新基本計画実装・農業構造転換支援事業の概要についてお聞きしたいと思います。

本事業が創設された背景、目的についてです。

これは令和六年度の国の補正予算で創設されていますが、国は、どのような背景、目的で本事業を創設したのでしょうか、お示しく下さい。

○田川園芸農産課長 委員申されたとおり、この事業は名前が非常に難しゅう

ございました、通称、再編支援事業と呼ばれておりますので、答弁の中では再編支援事業と呼ばせていただきます。

この再編支援事業の創設の背景、目的でございますが、先ほど委員がおっしゃられたとおり、国は令和六年五月に二十五年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正されたところでございます。異常気象の頻発化や国際情勢の不安定化、国内の人口、農業者の減少・高齢化等の国内情勢の変化が見られる中で、平時からの食料安全保障を実現するためには、農業の構造を大きく転換することが必要と整理をされたところでございます。

これを受け、新たな食料・農業・農村基本計画が策定されまして、初動五年間、すなわち令和七年度から十一年度で集中的に推し進める取組が定められたところでございます。

その中に食料自給力を確保していく取組の一つとしまして、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約や合理化等を進める本事業が創設されたと認識しております。

以上でございます。

○武藤委員〓この事業、県では、今おっしゃったように再編支援事業と言われますけど、佐賀県産地生産基盤再構築支援事業という名称で取り組んでおられます。国、県の補助率はどのようになっているでしょうか。

○田川園芸農産課長〓再編支援事業におきましては、地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した米麦のカントリーエレベーターや野菜の共同選果施設などの共同利用施設につきまして、複数施設の再編集約の取組や、既存施設の機能を向上させる合理化の取組が支援対象となっておりましてございます。

補助率につきましては、整備に係る事業費に対しまして、国五〇%以内を基本としまして、県、市町の上乗せ率に応じて国が同率を追加で補助し、取組を加速化させることができる仕組みとなっております。国のこの追加支援につい

ては、県、市町の上乗せ率八・三%を上限とされておりまして、この場合の補助率は合計で六六・六%となるところでございます。

なお、今回は、受益が複数市町にまたがり、市町ごとに受益面積が異なることと、そしてまた、時間的な制約もあることから、一律に市町負担を求めることが難しいと考えまして、県のみで八・三%上乗せすることとしたところでございます。

以上でございます。

○武藤委員〓ありがとうございます。国の事業に加えて県が上乗せをする、また、市町が上乗せをするというふうになって、それも可能だということですが、今回、県が市町の負担を考えて県だけで負担をするんだと、負担を増やさんだということを言っておられるということは、市町にとっても本来にありがたいことではないかというふうに思います。

県の今回の補正予算では、四件の事業について、予算額三十四億八千四百四十五万円、内訳は、国庫が三十億四千八百八十九万円、そして、県が県債で三億五千万円、一般財源で八千四百五十五万円というふうに提案されています。タマネギ選果貯蔵施設がありますが、この事業目的、事業内容、効果はどのようなものでしょうかお示しく下さい。

○田川園芸農産課長〓まず、事業目的についてでございますが、選果場での作業員の削減や収穫作業の大幅な省力化、それから、高単価での取引の実現でございます。

次に、事業内容について申し上げます。

この施設については、JAさきがが事業実施主体となり、六カ所の選果場を三年かけて再編するものでございます。白石町にあるオニオンセンターの横にメインとなる選果貯蔵施設を増設しまして、外観や大きさ等を自動で選別するAⅠ選果機や、根や葉を切る茎葉処理設備、そして冷蔵貯蔵設備等を整備いたし

ます。

また、残りの五つの施設につきましては、うち一施設を収穫ピーク時のみに稼働する選果施設として、その他の四施設を集荷及び一次乾燥施設として活用することとしております。

こうした整備によりまして大きく三つの効果があると見込んでおります。

一つ目は、選果機能の集約とAI選果機の導入によりまして人手が不足している作業員の削減が可能となり、施設運営の効率化が図られること。そして二つ目として、大型鉄製コンテナでの集荷が可能となることで、圃場での根切りや葉切り作業が不要となり、生産者の省力化に伴いましてタマネギ栽培の規模拡大につながる。そして最後の三つ目として、冷蔵による貯蔵が可能となることで全国的に供給量が減少し、高単価が期待できる六月から八月に高品質のタマネギの出荷が可能となること。これらの効果によりまして高品質のタマネギの安定出荷と産地の拡大が期待されることとございます。

以上でございます。

○武藤委員 Ⅱ これまであった施設を有効活用する必要があると思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○田川園芸農産課長 Ⅱ たいま申し上げたとおり、六つの施設は、それぞれ全て有効活用してまいります。

○武藤委員 Ⅱ よろしくお願います。

次に、佐賀市北部地区乾燥調製貯蔵施設についてお聞きします。

同じように、事業目的、事業内容、効果についてお示しください。

○田川園芸農産課長 Ⅱ まず、事業目的につきましては、オペレーターの人員削減と、出荷する米、麦の高品質化でございます。

次に、事業内容について申し上げます。佐賀市北部地区乾燥調製貯蔵施設、いわゆるカントリーエレベーターについては、JAさがが事業実施主体となり

まして、佐賀市久保泉にありますカントリーエレベーターとライスセンターの二つの施設をカントリーエレベーターに統合するものとございます。あわせてトラックに積載したまま収穫物の自動計量が可能なトラックスケールの導入や、色彩選別機の機能向上を図ることとしております。

こうした整備によりまして効果としまして、カントリーエレベーターでのオペレーター人数を削減しつつ、効率的な施設運営が可能になるとともに、精度の高い選別を行うことで、米、麦の品質向上が期待されます。

以上でございます。

○武藤委員 Ⅱ 作業としては、すばらしい作業に変わっていくことができるけれども、この中でちよつと気になったのが、さっきのタマネギ施設では作業員を削減するとか、今回のカントリーエレベーターではオペレーターの人員を削減するとうふうなことが出てきて、農業所得以外の農家の収入が少し減っているたりするのではないかとという心配も持つんですけども、それについてはまた次の県議会で質問していきたいと思えます。

次に、杵島東部乾燥調製貯蔵施設の事業目的、内容、効果についてお聞きします、いかがですか。

○田川園芸農産課長 Ⅱ まず、事業目的につきましては、出荷する米、麦の高品質化でございます。

次に、事業内容について申し上げます。

杵島東部カントリーエレベーターにつきましては、JAさがが事業実施主体となりまして、江北町にありますカントリーエレベーターの内部装置の機能を強化するものとございます。具体的には色彩選別機やみすり機、自動で出荷物をパレットに積載するロボットパレタイザー等の機能向上を図ることとしております。

こうした整備による効果として、処理能力が工場することで効率的な施設運

営が図られるとともに、米、麦の品質向上が期待されるところでございます。以上でございます。

○武藤委員⇨次に、てん茶工場についてお聞きしたいと思えます。

今、カテキンやビタミンCが豊富な日本茶が注目されて、スイーツにも抹茶が利用されているなど、嬉野などのお茶の産地を持つ佐賀県にとって、この新規事業を注目しております。これについても同じようにお示しいただきたいと思えます。

○田川園芸農産課長⇨まず、事業目的についてでございますが、高単価での販売が見込まれるてん茶の生産による農家所得の向上と輸出でございます。

次に、事業内容について申し上げます。

茶生産者や茶業組合とてん茶の販売等に実績のある実需者が共同事業体——コンソーシアムを設立して事業実施主体となり、既存の茶工場をてん茶工場に再整備するものでございます。てん茶は、抹茶の原料としまして、現在、世界的に需要が伸びており、高単価で取引をされているところでございます。

こうした整備による効果として、茶農家の所得向上や輸出対応力の向上といった効果を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○武藤委員⇨御説明いただいた四つの事業は、初めに言ったように三十四億九千万円の予算です。もちろん、全てが今年度中にはできないと思えます。繰り越して新年度、つまり四月以降から事業をされることになると思えますが、それぞれのスケジュールはどのようになっているのでしょうか。そして、令和八年度中に完了できるのでしょうか。見直しなどについてお答えください。

○田川園芸農産課長⇨まず、広域たまねぎ選果貯蔵施設については、令和七年度に着手した三カ年事業でございます。令和八年度には建屋工事や茎葉処理設備等の整備、そして令和九年度にAⅠ選果機や乾燥機等の整備を行いまして、

令和十年度に稼働予定としているところでございます。

佐賀市北部地区カントリーエレベーター及び杵島東部カントリーエレベーターの二施設につきましては、令和八年度麦の乾燥調製後から内部の設備を機能向上したものと入れ替える工事等を行いまして、令和九年三月に完了する見込みでございます。

それから、てん茶工場につきましては、既存茶工場での一番茶加工終了後から工事を行いまして、令和九年三月に完了する見込みとなっております。

県としては、計画どおりに事業が進められるよう、市町と連携しながら進捗管理を行ってまいります。

以上でございます。

○武藤委員⇨ありがとうございます。今後の在り方、対応についてもお聞きしたいと思うんです。この事業は、県が努力して補助率も、さつきお答えいただいたように高めて組合負担が少なくて済むようにしておられます。有効に活用していただきたいし、ほかにも該当するところがあれば生かしてもらえないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○田川園芸農産課長⇨県内の多くの農家が利用する米、麦の共同乾燥施設や、野菜や果樹の選果場などの共同利用施設の約八割の施設で耐用年数を経過しております。再整備を求める農家の声が多い状況でございます。

再編支援事業は、国と県を合わせた補助率が三分の二という、これまでにない手厚い措置でございます。本県における農業生産基盤の再整備を行うチャンスと捉えております。本事業が措置されたことによりまして、県内各地区においてJA等による再編整備の協議が加速化しているところでございます。

県としては、今後も引き続きJAや市町と連携し、各地区での共同利用施設の利用組合や生産部会などで行われる話し合いに参加するなどして再編整備に向けた支援を行ってまいります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。国の方針は、改定された農業基本政策の中で、合理化、効率化ということがありますけれども、県としては柔軟に利用組合の方たちが活用しやすい制度として生かしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「さが園芸888運動」の推進についてお尋ねしたいと思います。

一番の質問から二番目につなげてきたように、先ほどから触れているように、農業は担い手の減少や高齢化が進み、農産物の価格低迷や燃油等の生産資材の価格高騰もあり、大変厳しい状況に置かれています。国における価格保障、所得保障をきちんと行うことが何より大事です。また、佐賀県が行っている「さが園芸888運動」のように、佐賀農業が持続的に発展するための取組は、消費者が求める安心・安全な農産物を作り、農家経営にとっても収益性が高く安定する方向へとつながることになると期待も持っています。これは園芸農業の振興のために、生産者をはじめ、市町やJAなどの関係者とともに努力をしていくものだと思います。

新年度、令和八年度の当初予算に二十七億六千二百二十四万八千円が計上されています。これについては施設整備の補助事業、担い手対策、気候変動に伴う生産物の次世代に向けた取組が行われるとのことです。

そこで、次の点について質問いたします。さが園芸888整備支援事業についてです。

園芸農家にとって、規模拡大や新規就農時の施設、機械整備を支える重要な事業ですが、これまでの補助事業は、決算ベースでどれぐらいになり、どんなことに取り組んだのでしょうか。また、今後どう取り組んでいかれるのでしょうか、お示しくください。

○田川園芸農産課長Ⅱ直近三カ年の実績の推移について申し上げます。

まず、新規就農者の経営開始や経営規模の拡大に必要な園芸ハウスやタマネギの収穫機など省力化機械の導入でありますとか、収量、品質の向上に必要な光合成促進装置の導入や、コスト削減のための園芸ハウスの長寿命化対策や、省エネ設備の導入などの取組に対して支援を行ってきました。

令和四年度は二百六の事業実施主体に補助金約九億八千四百万円、令和五年度は二百四十七の事業実施主体に補助金約八億八千百万円、令和六年度は二百二十二の事業実施主体に補助金約十一億四千二百万円を交付したところでございます。

なお、令和元年度から令和六年度までの受益農家戸数の合計は延べ三千六百戸を超えておりまして、多くの意欲ある園芸農家に稼ぐ農業に向けた取組を実践していただいているところでございます。

また、本事業は、これまでも農家の声や本県農業を取り巻く情勢を踏まえまして支援内容を拡充するなど、機動的に対応してきたところでございます。

例を挙げますと、就農当初の負担軽減や経営コストの削減を図るため、例えば令和六年度からは中古ハウスの取得から再整備に加えて、これと一体的に行う加温機など附帯設備の新規導入等を支援する中古ハウスリノベーション対策の事業メニューを創設するなど、これまでもきめ細やかに対応してきたところでございます。

なお、本事業につきましましては、「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」の計画期間に合わせまして、令和八年度までを事業実施期間としていただいております。

このため、次期計画の策定に向けまして、現計画の事業効果や課題等を十分に検証しまして、農業者、市町、農業団体などから現場のニーズや地域の営農環境の変化も把握していくこととしております。今後も、意欲ある農家の取組をしっかりと後押ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。令和八年度でこの事業は一旦終了して、それから先の次期計画を立てるために、今、いろんなところから聞き取りをしておられるということで、これはぜひ次につなげていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、担い手対策についてです。

佐賀農業を自信を持って振興し、発展させていくためには、担い手の問題が本当に重要だと思えます。多様な人材の確保も必要になっていきます。それで、担い手対策ということでお尋ねしたいと思います。

先ほども前の質問者の方から新規就農者のことについて、若い世代だけでなく途中から参加する人たちのことについてもお尋ねがございました。農業に参入していただく方たちがおられるということは、本当に私たち消費者にとってもありがたいことだというふうに思っております。新規就農者の確保について、持続できる家族経営が難しくなっている今、意欲ある新規就農者の確保についてどのように取り組んでおられるのでしょうか。この支援の内容等をお示しいただきたいと思えます。また、今後の取組についても御答弁いただきたいと思えます。

○莊山農業経営課長Ⅱこれまでの取組でございますが、県では、新規就農者を確保、育成していく仕組みとしまして、例えば地域が取り組む就農啓発セミナーの開催や、都市部で開催される就農フェアへの出展による就農希望者の呼び込みであったり、トレーニングファームなどの栽培技術や経営ノウハウを習得するための実践研修、園芸団地をはじめとした就農する際の農地の確保や栽培施設、機械の整備まで切れ目のない支援に取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした取組を継続するとともに、三つほど申し上げますと、農業高校や農業大学の学生と、県内の農業法人等との交流などによる就農啓発活

動。県独自の就農フェア開催による就農希望者の掘り起こしであったり呼び込みの強化。三つ目に、施設園芸でのトレーニングファームのノウハウを生かした土地利用型作物における研修体制の整備などを実施することで、意欲ある新規就農者を一人でも多く確保できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ新規就農者の場合、経営が安定するまでの間の支援も一定必要だと思っております。それについてはどうですか。

○莊山農業経営課長Ⅱ先ほど、下田委員からも三年から五年という話があったかと思えます。そこは農業振興センター、JAであったりとか市町、そういった関係機関が一体となって、先ほど答弁しましたとおり、定期的な巡回であったり、相談対応、そういったことをきめ細かくやっているところでございます。以上でございます。

○武藤委員Ⅱ次に、外国人の受け入れ問題についてお聞きしたいと思います。

県内でも労働力不足によって外国人を受け入れているという農業法人や農業者が増えているとのことですが、労働力の確保は本当に重要です。外国人の受け入れについてどう取り組んでおられるでしょうか。また、何人ぐらい働いておられるのか、つかんでおられるでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱこれまでの取組につきましてですが、本県の農業分野での外国人材につきましては、人手が不足している農家の圃場やJAの選果場などで活躍されているところでございます。

この中でJAの選果場などは特定の時期に作業が集中するため、周年で外国人材を活用することが難しく、数カ月もの繁忙期が終了した後というのは、県外の産地に派遣されることとなりまして、外国人材にとっては、その移動が負担になっております。

そのため県では、県内の繁忙期が異なる産地間での外国人材をリレー派遣するモデルづくりに取り組んできたところがございます。これによりまして、例えば白石町におきましては、五月から七月はタマネギ、それ以外の時期はレンコンでのリレー派遣が可能となっております。

先ほど委員から県内でどのぐらいの外国人の方が働いていらっしゃるかという御質問がありました。佐賀労働局が毎年行っている調査の令和七年十月末時点におきましては、佐賀県内の農業におきまして、外国人を雇用する事業所が八十カ所ありまして、外国人労働者数は二百六十人という形であります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。本当に大事な人材だというふうに思います。一部に排外主義的な特別視する声もあるようなんですけれども、労働力として本当に大切な人たちだと思います。軽視するようなことがあつてはならないと思います。ノリ漁業の人も言っていましたけど、作業に外国人の方を受け入れているというふうなことなんです。信頼し合つて仕事をするようにしているとか、食事と一緒にして人と人との交流ができていくというふうな話もお聞きしたことがあります。

今後、外国人の受け入れについてどう取り組んでいかれるんでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ今後の取組でございますが、先ほど申し上げたJAの選果場での外国人活用というところをベースにしたリレー派遣の体制を県内のほかの産地に波及するとともに、地域農業者、例えばタマネギの収穫作業といったところなどにおける外国人活用といった取組を進めていきたいと考えております。

また、昨年度に引き続き、エアコン、トイレの設置であったり、休憩室のリフォームなどの労働環境の改善に関する取組を支援する農林水産業の人材確保環境整備事業というものを、令和七年度補正予算で本会議に提案させていただきます。

いているところがございます。

今後も、県内の実情に合わせた外国人材の受け入れと労働環境の改善を図り、農業分野での外国人活用を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。

次に、農福連携についてです。

農福連携のことは最近よくお聞きします。障害者の工賃向上に取り組む福祉分野と、人手不足に悩む農業分野が連携して「Happy-Happy」の関係を目指していただけるということです。野菜をコンテナに詰めて運ぶなど、その人に合った作業をしてもらえれば作業をする方たちも喜ばれると思います。

県では、農福連携にどう取り組んでおられますか。

○莊山農業経営課長Ⅱ農福連携のこれまでの取組でございますが、県では、令和四年度から農業と福祉それぞれの分野に農福連携コーディネーターを一名ずつ配置しております。農業者と障害のある方、双方に寄り添いながら、丁寧なマッチングを行うとともに、農福連携の取組を拡大するための普及啓発を行つてまいりました。

この結果、農福連携のマッチング件数は、令和三年度の二十五件から令和六年度には八十六件と年々増加しております。また、農福連携コーディネーターと連携し、農作業の現場の調整役を行う中間支援者がいらつしやいまして、そういう方々を増やすため、JAの営農指導員や普及指導員を対象とした研修を行うなど、その育成に努めているところがございます。

こういった本県の取組は、優れた農福連携の取組を表彰する「ノウフク・アワード」で表彰されるなど、全国的にも高く評価されているところがございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱでは、今後、どのような取組を進められるでしょうか。

○庄山農業経営課長Ⅱ農業と福祉の連携を深めながら、農家と福祉事業所をつなぐ丁寧なマッチング支援というものを継続するとともに、中間支援者のスキルアップのための研修の実施、農業と福祉の両方を対象としたセミナーの開催による啓発活動。また、これは福祉側の主な取組となりますが、福祉事業所と連携したマルシェの開催などを通じて、さらに農福連携の輪が広がっていくよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱどうもありがとうございます。

では次に、主な園芸品目の生産振興についてお聞きいたします。

県の主要園芸品目は、既に述べてきたように、生産資材の価格高騰や気候変動の影響も受けていると思います。これまでの生産状況を踏まえ、それぞれ振興を図っておられると思うのですが、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、タマネギについてです。

タマネギは露地園芸の主力品目で、佐賀県産は、とりわけおいしい野菜でも好きです。水田農業の裏作としてもしっかり推進していただきたいと思っておりますが、直近の生産状況はどうでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱタマネギの直近の生産状況でございますが、令和六年産のタマネギの栽培面積は二千二十ヘクタール、出荷量は七万七千トン、十アール当たりの収量は三・八トンとなっております。運動開始以降の生産状況は安定はしておりますけれども、栽培面積は増やせていないような状況でございます。

○武藤委員Ⅱ今後の生産振興に向けては、じゃ、どう取り組んでいかれるでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱ先ほど申し上げた栽培面積を伸ばせていない要因としま

しては、農家の高齢化や労働力不足があるということで、若手大規模農家の育成や機械化体系の推進によります作業の省力化などの取組が重要と考えております。

このため県では、生産部会やJAと連携しまして、規模拡大に意欲的な若手タマネギ農家を対象としまして、大規模経営を行う上で必要な経営ノウハウや導入すべきスマート技術、各種機械等を学ぶ研修会を開催するなどして、若手大規模農家の育成に取り組んでいるところでございます。

さらに今後は、先ほど申し上げたような白石町の広域選果貯蔵施設の整備、稼働もでございます。そこに向けてまして、作付農地の集約や大区画化を進めるとともに、機械化一貫体系の導入拡大などによりまして生産性を大幅に向上した生産体制を整えていくことで、栽培面積の拡大や出荷量の増加につなげていくよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ分かりました。

次に、イチゴについてお聞きします。

本県の施設園芸の主力品目であるイチゴは、今では県育成品種の「いちごさん」が九割以上で作付されているというふうに向っております。当時、古賀部長の頃でしたか、よかイチゴを作るけんということで、すぐく期待を持って私もいろいろんな形でお話を伺ったことを思い出します。しかしながら、気候変動の影響があるともお聞きしています。直近の生産状況は、いかがでしょうか。

○田川園芸農産課長Ⅱ直近の令和六年産のイチゴにつきましてですが、栽培面積は百八ヘクタール、出荷量は四千二百二十トン、十アール当たりの収量は三・八トンとなっております。運動開始以降、生産は、やや減少しているところでございます。特に、令和五年産以降、夏場の高温によりましてイチゴの実のもととなります花芽の形成が遅れ、定植後もその遅れを取り戻すことが難

しかったことなどから、年内の十アール当たりの収量が大きく落ち込み、全体の収量も減少しているところがございます。

以上でございます。

○武藤委員 今後の生産振興について、新品種の開発などに取り組んでおられるとのことなんですけど、どのように取り組まれているのか。今後、全体的にこういった取組を進めようと思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○田川園芸農産課長 夏場の影響が大きいということで、夏場の育苗における高温対策を徹底する必要があるというふうに考えております。このため、令和八年産に向けまして育苗ハウスの温度を下げる遮光ネットなどの資機材の導入でありますとか、イチゴの苗に充実した花芽を付けさせる株冷技術などの普及拡大を図ることで、気候変動に対応した産地への転換というのを速やかに進め、生産量の安定向上につなげていくということと併せまして、先ほど委員おっしゃられたとおり、将来を見据えた次世代品種の開発にも着手することとしております。

以上でございます。

○武藤委員 新品種の開発など、本当に年月も要すると思うんですけど、新品種の開発については、高温期にも強いというような位置づけになっていくんでしょうか、どのようにお考えでしょうか。

○田川園芸農産課長 まさに委員おっしゃられたとおり、今の問題を解決すべく育種をするわけですので、育種目標の中に高温の中でも安定して作れるというところを目指して育種をしていきます。

以上でございます。

○武藤委員 よろしく願いしておきます。

では、ミカンの生産状況と今後の生産振興についてお聞きしたいと思います。  
ミカンは、佐賀県の中山間地域の主力品目です。園芸農業産出額の約三分の

一を占めているとのこと、最近では単価も安定しているそうです。特に評判のよい「にじゅうまる」の初出荷もあっております。収益性の高い中山間地域農業のミカン、「にじゅうまる」も含めてですが、推進していく必要があると思います。

直近の生産状況はどんなになっていくのでしょうか。また、今後の生産振興についてどのように取り組んでいかれるのかをお聞きます。

○田川園芸農産課長 直近の令和六年産の露地ミカンの栽培面積は、千四百八十六ヘクタール、出荷量は二万四千五百四十トン、十アール当たりの収量は一・七トンとなっております。

また、令和七年春に出荷しました佐賀果試三十五号の栽培面積は、十四・八ヘクタール、出荷量は二百二十八・三トン、十アール当たりの収量は一・五トンとなっております。このうち一定の品質を満たしたものは、委員おっしゃられたような「にじゅうまる」として取り扱われておりまして、その出荷量は百三十八・七トンとなっております。

運動開始以降、露地ミカンの栽培面積は減少している一方、十アール当たりの収量は横ばいを保っておりますが、近年は夏場の高温、乾燥の影響によりまして、収量、品質の低下が見られるところがございます。

このため、まずは農家が安定的に生産できるように気候変動への対応として高温対策資材やかん水設備などの対策技術の導入、普及を進めていくこととしております。

また、産地の栽培面積を維持していくため、トレーナー制や地域おこし協力隊の活用など、地域に合った新規就農者の確保、育成の仕組みづくりというものを進めるとともに、今後、各産地の協議会などで離農予定の園地のリスト化を進め、園地の一時的な管理なども行いながら、新たな担い手へ円滑に継承していくよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○武藤委員 園地の確保をきちっとしていただいて、新しい人たちも入っていただいて、ちゃんとした管理ができるようになったらいいなと思っています。

もう随分前のことなんですけど、山のミカンの木が切られていくという姿を見るのがとても辛うございました。それで、そういったことにならないようによろしく願っていたと思います。

次に、お茶についてです。

県内の中山間地域において、嬉野市などを産地とするお茶もあります。先ほども、てん茶工場のことなどについてもお示しいただきました。令和八年度には「全国お茶まつり」も開催されることです。こうしたイベントを通じて産地の活性化につなげていくことも大事です。

お茶の直近の生産状況はどのようになっていくでしょうか。また、今後の生産振興についてどうお考えでしょうか。とても大事なおいしいお茶を生み出していると思うので、そのことも感謝しつつ、お聞きしたいと思います。

○田川園芸農産課長 直近の令和六年産の茶の栽培面積につきましては、五百三十ヘクタール、荒茶生産量は、七百七十一トン、十アール当たりの荒茶収量は百四十五キログラムとなっております。生産は、やや減少傾向でございます。

本県の茶産地は、他産地と比べてまして傾斜度が高い中山間地域が多く、また、茶園は狭小で分散していることから、経営面積は全国平均を下回り、大きなロットでの生産販売は難しい状況にあるというふうに考えております。

一方で、佐賀は日本で最初に茶が栽培された土地とも言われておりまして、釜炒り茶や蒸し製玉緑茶といった茶種で、全国的にも特色のある茶の歴史もございいます。

こうした背景も踏まえまして、茶の振興に当たりましては、この歴史といっ

たものも生かしながら、高品質、高単価の生産、販売を展開していくことが重要と考えておりまして、乗用管理機などの省力化機械の導入推進はもとよりでございますが、高品質茶生産の基礎となる被覆栽培の推進と、気候変動に対応した中切り更新などによる樹勢の強化でありますとか、改植による茶園の若返りや優良品種への転換による生産性の向上、そして、輸向けへの栽培管理や需要の高いてん茶加工技術の確立など、新たな茶種づくりにも取り組んでまいります。

また、農家の努力によりまして、令和五年度から七年度の三年連続で全国茶品評会において、「蒸し製玉緑茶」、「釜炒り茶」の二部門において、農家個人と産地のそれぞれがトップの成績となる四冠を受賞するなど、本県産茶の安定した品質の高さというのも示されたところでございます。

さらに、令和八年度には、本県で二十七年ぶりとなる「全国お茶まつり」の開催を予定しております。全国茶品評会での上位入賞を目指した産地の活性化でありますとか、「佐賀のお茶」の認知度向上やファン拡大による需要拡大など、本県茶業の発展において絶好のチャンスというふうに捉えております。

こうしたことから県では、JAや関係機関などと一緒になって若年層も含めた幅広い世代の消費者に対して、県産茶の魅力をこれまで以上にアピールしていきたいと考えております。

県としましては、この大会を一過性のイベントに終わらせることなく、県産茶の生産振興とあわせまして、さらなる需要拡大にも取り組み、本県茶業の着実な振興につなげていきたいと考えております。

以上です。

○武藤委員 全国一に輝いた生産者の方もおられるということで、いつだったか、テレビ番組にも登場しておられたのでびっくりしました。そういった希望を持ってできるお茶の生産だというふうに思っておりますので、ぜひ取組をよ

ろしくお願いしたいと思います。

次に、企業の農業参入についてお聞きします。

改正農基法により企業法人の参入が推進されております。まず、現状について、企業参入が佐賀県でどのようになってきているのかということ。時間の関係で少しはしよっていきませうけど、心配なのは、短期間で撤退するとか、地域コミュニティとの不調和によるトラブルが起きないだろうかとの点です。

県では、企業の参入について一定の約束事を設けるなど、何か縛りを持っているのでしょうか。農薬などの規制についてもちゃんとその企業に守っていただいているのでしょうか。

また、この前、ミニトマトを生産している、いわばトマト工場かと思うほどの農場を見ましたが、地元からの雇用もあっていたようで、農業の企業参入については、どのような考えで対応し、関わっていかれるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○ 庄山農業経営課長 企業の農業参入についてお答えいたします。

県では、企業等の農業参入を促進するため、令和四年度に「企業・法人参入推進チーム」を設置しまして、市町等の関係者向け研修会の開催による機運の醸成であったりとか、市町が県内外の企業等に参入候補地をPRする農地見学会であったり、逆に農業参入を希望している企業等が各市町にプレゼンを行うイベントなどを実施しているところでございます。

委員から先ほどお話があった企業さんがルールに基づいて農業をやっているかというところにつきましては、必要に応じて農業振興センターが入りまして、栽培技術であったり農薬指導とか、そういったところも含めまして連携しているところでございます。

企業の農業参入につきましては、地元の雇用創出など地域の活性化につながる側面がある一方で、企業の撤退、地域とのコミュニケーションが不十分であ

ったり、地域で長年続けられてきた水の流し方、いわゆる排水慣行といったものが守られない可能性があるなど懸念材料もあるかというふうに思います。

そのため県では、企業参入に対する地域の不安をできるだけ軽減しまして、参入した企業が安定した営農を継続できるよう、地域、企業の双方に対し、丁寧に働きかけていくこととしております。

例えば、地域に対しましては、企業参入への理解醸成と不安解消のため、地元説明会において企業側からの参入プランの説明とともに、県からも参入の進め方に関する留意点の説明であったり、参加者からの不安、疑問に対する丁寧な回答などを行いつつ、地域との調和が持続的に図られるように努めているところでございます。

また、企業に対しましては、地域に根づいた経営が行われるように、安易に撤退しないよう、参入目的の把握や栽培経験の有無などを事前に確認したり、草刈りや水路掃除など、地域活動への参加の働きかけを行ったりしております。また、県の担当職員によりまして、参入企業への継続的なフォローアップを行うこととしております。

また、企業参入をさらに促進するため、令和八年度は企業誘致のノウハウを持った産業労働部との連携を図るなどして、「企業・法人参入推進チーム」の体制を強化するとともに、本県への新たな農業参入を後押しする施策として、参入する際の初期費用を支援する事業を創設することとしており、関連予算を本議会に提案しているところでございます。

今後とも、地域と企業が互いにメリットを感じ、本県農業の持続的な発展につながるよう、市町、農業委員会等と連携し、地域の声を丁寧に聞きながら、新たな担い手として期待される企業の農業参入を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱいろいろ努力をしていただいていると思いますので、いろいろと問題が起きないようにしっかりと努力して監視をしていただけたらというふう  
に思っています。企業といっても、大型の商社とかもあると思いますが、やは  
り個人で良心的に努力していただいているところは、いわゆる新たに土地を利  
用して頑張っていたかどうかという点では、そういう地域との関係もきちっと築  
いていただけるし、県の指導もちゃんと受けていただけるということではいい  
かとも思うんですけども、例えば効率化という言葉やAI等を活用して新技  
術に挑戦し、導入されていくこともあると思うんですね。企業は効率化で生産  
性向上を追い求めるというのが一つの使命でもあると思うので、それによって  
せつかく雇用された方たちが、例えば三十人雇用されていたのに、効率化や機  
械導入などによって職が減らされていくと、二十人で済むとか十五人で済むと  
いうようなことになっては、また地元の雇用が失われるということにもなりま  
すので、そこらあたりは、私は、せつかく雇用されている人たちが生活できる  
権利とかいうのも守っていかなきゃいけないだろうというふうに思います。雇  
用の安定確保ができなくなつては、また残念なことになりますので、そのあた  
りも十分考えていただきたいというふうに思いますけど、それについてはどの  
ようにお考えでしょうか。

○庄山農業経営課長Ⅱ地元雇用とか、そういったところが減るのではないかと  
いうような委員からの御指摘です。

今からの効率化というところは、担い手が少なくなっていく中で、企業も努  
力してそういったところをやっていくというところは、今後もあるかと思いま  
す。そういったところも「企業・法人参入推進チーム」が、参入が済んだから、  
それで県は終わりということではなくて、今後もそういったパーマネントスタ  
ッフが継続して企業との関わりというものも、支援とか相談とかも乗っていき  
ますので、そういったところの状況を見ながら、県の支援とか、そういったと

ころもいろいろ意見交換等もしながら、そういった企業との連携というものを  
していきたいというふうに思っております。

以上です。

○武藤委員Ⅱあまりにも大規模過ぎるようなところの参入は御遠慮願いたい  
というふうに思っております。この前、見に行つたところのような、割と個人の  
努力で頑張っておられるところは、本当に地元からも雇用していただいて、よ  
かったなというふうにも思っております。

今日、私の質問は、土地改良事業から始まって農業基本法改定によつての新  
基本計画実装・農業構造転換支援事業、いわゆる施設の問題ですね。そして、  
佐賀県が今力を入れておられる「さが園芸888運動」のことについてお尋ね  
してまいりましたけど、佐賀県は全国でも有数の自給率を誇る農業県だと私は  
思っております。国の農業基本法が変えられる中で、生産地としての御苦労も、  
努力もされてきたというふうに思います。今日の質問でも本当に県が頑張つて  
おられるという姿を見ることもできました。佐賀農業の発展のためにも、いろ  
んな問題も出てきたこともありました。豚熱もありましたし、鳥インフルエン  
ザで被害を受けたりといったこともありましたけれども、本当に佐賀県が工夫  
しながら、大規模、中小規模問わず、地元の生産を大事にしながら、佐賀農  
業と農村の発展に力を尽くされていることは、消費者にとつても本当にありが  
たい、安心・安全な農業だと誇れる佐賀農業だというふうに思います。

これまで力を尽くしてこられた島内部長、これまでの思い、それから今後の  
思いについてお話をいただきたいと思ひます。

○島内農林水産部長Ⅱ私の農業に対する思いということでお答えをいたします。  
本県の農業は、これまでも地域の暮らしや産業を支えてきた大切な基盤でござ  
います。その大切な財産をこれからもしっかりと未来へつなげていくことが  
重要だというふうに考えております。一方で、先ほど来申しておりますとおり、

農業を取り巻く環境は、気候変動や生産コストの高騰、担い手不足など、これまでないスピードで変化しております。

こうした課題に向き合いながら、実態を丁寧に把握し、必要な対策をしっかりと進めていくことで農業がやりがいのある産業となり、将来に希望が持てる環境をつくっていききたいというふうに考えております。

そのためには、佐賀農業を磨き、若い人たちが魅力を感じられるよう、稼ぐ農業を増やし、これを見た新しい担い手が確保されて、農業・農村が未来につながる好循環を生み出さなければならぬというふうに考えております。

引き続き、これまで実施してきた農業基盤を有効に活用しながら、「さが園芸888運動」などの県の施策をしっかりと進めるとともに、現場の声に耳を傾け、関係機関と一体となりまして活気ある農業・農村となるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。引き続き、国に対して価格保障、所得保障をしっかりと求めていただきたいということをご皆さんにお願いいたします。質問を終わりたいと思います。

○弘川委員長Ⅱ暫時休憩します。一時二十分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後零時二十分 休憩

午後一時二十分 開議

○桃崎副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○定松委員Ⅱ皆さん、こんにち。今日、三人目の登壇になります定松一生でございます。今日は、大きく三点お伺いをさせていただきたいと思っております。

まず初めに、産業労働部にお聞きいたしますが、プレミアム商品券の発行支援事業についてであります。

県内の事業主、主に飲食店がおおよそ四千店舗ぐらいございます。そして、理容・美容の店舗が八百店ほどあるのかなというふうに思いますが、比較的小規模な個人事業者が多く存在する県でありますので、事業者にとっては資材が高騰する中、経営は大変厳しいという声をいただきます。そういった中で県内事業者や県民生活は依然としてこういった影響が生じている。こうした状況に対応するために、令和四年度以降、これまで六回にわたってプレミアム商品券発行支援事業を実施されてきたところであります。

実施した事業者からは、来店数が増えた、また、客単価が向上したなどの高評価の声が寄せられております。また、価格になかなか転嫁しづらいところもあつたことから、こういったプレミアム商品券の発行をきっかけに、少しずつ上げられたのかなというふうに思っております。そういう意味では高い効果を発揮してきたというふうに思われます。

今回の二月補正におきましては、過去、最大規模の予算を計上するとともに、新たに商工団体と連携した仕組みにより、プレミアム商品券の事業を実施することとされております。例えば、佐賀市で「がばいサカエーる地域振興券」、これ、パート4になりますかね。参加店舗数は、佐賀市の場合八百九十一店舗、一方、伊万里市で「がんばろう応援券」、これは四百店舗以上あるかとい

うふうに思います。

過去六回やってきたノウハウがありますので、蓄積されてきた経験を生かして、事業者からの御意見を十分に生かしながら、県全体の地域経済の活性化につながるように取り組んでいただきたいというふうに願うばかりであります。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

改めて、この事業の現段階での目的といましようか、目的を再確認させていただきますが、どういったものでしょうか。

○横町産業政策課長Ⅱプレミアム商品券は、購入額に一定のプレミアム分を上乘せすることで県民の皆様が、お得に買い物できるようにするものであり、これにより高い消費喚起効果を期待しております。その結果として、小売業、飲食業、サービス業など、幅広い事業者の売り上げ向上を目指すものでございます。特に、近年の物価高騰により県民生活に影響が生じている中、県民の暮らしを支えるとともに地域での消費を後押しし、地元事業者の応援にもつなげるために実施するものでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱそれでは、この事業は過去六回実施されてきたというふうに記憶しておりますが、これまでの実績はどのようなものかお答えください。

○横町産業政策課長Ⅱ令和四年度以降、これまで六回にわたりプレミアム商品券及びクーポン券発行支援事業を実施しており、累計で延べ四十団体に対して約三億四千万円を交付してまいりました。

事業を実施した団体からは、「厳しい閑散期の売り上げ増加に役立った」という声のほか、「観光客だけではなく、地元住民の来店が伸びた」、「常連客が増えた」、「店舗を多くの人に知ってもらった」など、様々な好評の声が寄せられております。また、事業を通じて新たな組合員が加入したとの報告もあり、実施団体の組織基盤の強化にもつながっております。

さらに、今年度からは、プレミアム商品券事業の採択を受けた商店街のエリアで実施されます集客イベントなどのソフト事業に対する支援も行ってまいります。例えば、武雄温泉駅から楼門周辺エリアの回遊性向上を目的としたイベント「武雄屋台村」の開催事業や、鹿島市内の飲食店の思いやこだわりを取材し、来訪意欲の向上につなげる「読む鹿島グルメ編」の制作などを支援しております。

このように、商品券発行事業とソフト事業を一体的に実施することで、商店街エリアの回遊性を高め、地域のお店の利用拡大につなげているところでございます。

以上でございます。

○定松委員 Ⅱ今まで六回実施した部分の反省点といましようか、そういったものを基に、いろんな進化であったり、そして、こういうものをやったらいいのではないかとというふうないろんなアイデアを基にずっと幅が広がっていったのかなというふうに思うんですね。

先ほど御紹介しました、例えば、佐賀市内で八百九十一の事業者、取扱店の中には、一番多いのは飲食店なんですね、飲食店が一番多い。そして、雑貨とか、そういった個店の売り上げにもなります。医療とかマッサージ、そして、おもしろいのは塾の授業料、そういったところも参加されているように記憶をしております。

いろんな業種が参加して、そして、県内のプレミアム商品券をお買い求めになった県民の方々は、いろんなところで使えたらいいねというふうに思うわけです。今年、寒い日が続きましたが、例えば、ガソリンスタンドで灯油を買うとか、そういったものにも使えます。そういった灯油、ガソリンにしても、最近、特に高いなと思うんだけど、そういったものにも使えるというのは、なかなかいいのではないかなというふうに思っています。

一方、参加店舗の様欄を見ますと、紙、オーケーですよ、それからスマホ、オーケーですよと、二通りで表示されております。どっちかというと、最近紙が使えずにスマホだけで対応というところが多いですね。これはレジの關係だと思っんですけども、両方使えるのが一番いいんですけども、ややもすれば高齢者の方々は紙を持ってきて、あら、ここは使えんやっただというふうなことがあるのではないかなと思うので、そういったことも、ペーパーとスマホ、それは各店舗において仕分けというか、表示の方法は考えておかないかぬのかなというふうに思っんですけども、そこら辺、どういうふうにお考えなのか。

○横町産業政策課長 Ⅱプレミアム商品券につきましては、委員がおっしゃったように紙の商品券と電子の商品券の二パターンがあると思っております。おっしゃるように、例えば高齢者の方が紙のほうがいいとか、そういうお声はあると思いますので、そこは商工団体とか、そういった皆さんと一緒に、どういふふうにしたほうが県民の皆様の利便性に役に立つのか、使いやすいのかを含めて、あとは事業者のほうも、どういった形でしたほうが利用者の方の支援につながるのかということを考えながら、紙にするのか、電子にするのかを店ごとに、おっしゃったように、このお店は電子、ここは紙ということがあるかもしれませんけれども、そこはバランスよくやっていきたいと思っております。

それと、ここのお店は紙なのか、電子なのかということも、来店された方が分かりやすいようにする必要があるというのはいかがでしょうか。そこも分かりやすい表示ができるような形で検討してまいりたいと考えております。

○定松委員 Ⅱそれでは次に、商工団体と連携した新しい仕組み、イベント、ソフト部門ということを先ほど説明されましたが、いろんな取組、進化した取組が必要になるといふふうに思います。

その新しい仕組みの概要をお聞かせください。

○横町産業政策課長 Ⅱ これまで事業を進める中で、事務作業を担う人員の確保が難しいなどの理由から、商品券事業の実施が困難だという声が商店街や関係団体から寄せられておりました。

そこで、今回の事業では、県から補助を受けました佐賀県商工会連合会が商品券の印刷や販売、広報・宣伝ツールの作成、換金事務など、発行に係る一連の事務を一体的に担う仕組みとし、人員不足などの課題を軽減することとしております。

また、参加店舗や業界団体への呼びかけや掘り起こしにつきましては、商工会連合会が商工会議所や中小企業団体中央会と連携して行うことで、より広いエリア、幅広い業種を対象とした事業実施を可能としております。

それと、商品券を販売するエリアの設定や、紙券、電子券の配割合など具体的な内容につきましては、それが県民の皆様にとって、より使いやすい仕組みとなるように、商工会連合会をはじめとする商工団体の意見を踏まえながら検討を進めているところでございます。

あわせて、商店街や業界団体が自主的に取り組みます従来型の商品券発行事業への補助や、集客イベントなどのソフト事業の支援につきましても、引き続き実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○定松委員 Ⅱ 今までの集大成として、これが完成形ではないので、今後ともいろんな改良を続けながら、商工団体の中で完成させていかなければならない、ぜひとも今回出された事業分をさらに検証して県内の活性化につながっていくようにしていただけたらというふうに思います。

今回の事業への思いとして産業労働部長はどのように考えているのか答弁をお願いします。

○井手産業労働部長 Ⅱ プレミアム商品券発行支援事業を含めまして、今回の物

価高騰対策に対する私の思いを申し上げます。

私は産業労働部長として、その視線の先には常に事業者の皆さんがおります。常に現場の課題に向き合い、様々な分野の付加価値向上に取り組んできました。その中で事業者の皆さんを取り巻く課題は、多様化、複雑化し、行政だけでは対応が難しい面もあると感じています。だからこそ、商工団体などの皆さんは同じ方向に向かうチームであり、共に取り組むための信頼関係の構築に努めてきました。今回、佐賀県は、過去最大規模の事業者支援に加え、プレミアム商品券による大規模な生活者支援にも取り組みます。

まず、事業者支援につきましては、事業者の皆さんや商工団体の皆さんから寄せられた現場の声などを踏まえ、これ、県議会からも事業者支援にしっかりと取り組むべきだとの意見をいただきましたが、これらを踏まえまして生産性向上につながる支援をこれまで以上に強化すべきだと判断しました。そのため、支援規模を過去最大とするとともに、制度をより使いやすくなるための改善にも進めます。

また、物価高騰の中で家計負担を軽減し、消費を喚起する取組についても、商工団体と連携することで県内に広く展開できると考えました。そこで、プレミアム商品券発行支援事業を事業者支援を通じた生活者支援として実施いたします。

こうした取組は、賃上げの実現や物価高騰対策という、国と地方が一体となって向き合う課題に対する佐賀県独自の施策です。その効果が最大限発揮されるよう、商工団体の皆さんと連携し、力を尽くします。それが私の思いです。私からは以上です。

○定松委員 Ⅱ このプレミアム商品券を私もぜひ買ってみたいなど。うちの家内あたりも注目しております。何年前かに買いに行ったんですよね。白石は売り切れて江北まで行ったという、隣の石倉さんには気の毒なんです。江北で

買ったんですよ。一回しか並ばれなかったんですけども、使ったのは飲食店なんです。食べながらお徳感がしみじみと沸き上がったのを覚えております。本当にいいことだなと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

それでは、第二問目の農業政策について伺いをさせていただきます。これは農業者の減少への対応ということで今回お聞きをいたします。

佐賀県内の農業の近代化、これは私の話ですが、私が農業を始めたのは、かれこれ五十年ほど前になるんですね。その当時は新規就農者、大歓迎の中に地区の公民館でお祝いまでしてくれるというふうな、そういう時代だったんです。その頃は農業者集まれと言ったら、公民館の廊下まで座っていたような気がしました。私の地区でも農業者というのは、その当時からすれば、もう六分の一なっているんですね。今回、農業センサスによると五年間で二三%減少というのうかがい知ることができるとかと思っています。

そこで、県が主導して「さが園芸888運動」なんかを展開していただきました。先般の一般質問の中でも、果たして「さが園芸888運動」をしつかりと予算を投入して、それだけの効果が上がっているのだろうか、もっと医療、福祉に回してくれよみたいな声もあるんだよというふうな趣旨の一般質問があったかと思えます。

ここで、佐賀県の農業産出額の推移についてデータが出ておりますが、（モニターを示す）棒グラフの一番右に昭和五十九年と書いてあります。昭和五十九年というと米が異常に高かった。その当時は生産者米価というよりは政府買上げ米、政府買上げ米は恐らく一万八千円後半だったんですが、自主流通米というのと同時にありまして、自主流通米というのは、それ以外の自由に流通する米ということで、それが二万二、三千円になっていたというふうに思います。ですから、黄色の部分というのは九百九億円、これは米麦の産出額です。これ

が異様に多かったですね。

それからどんどん落ちてきた。これは途中のグラフがないんですが、落ちてきた背景というのは、佐賀県の農家は水田農業、いわゆる米麦に頼っていたなというふうな部分があります。昔、三町も田ん中のあるぎんよかやんねというふうなイメージだったんですね。それが米麦の価格がどんどんどんどん落ちてきたものだから、その価格が落ちる中で農業生産額がどんどんどんどん落ち込んだんです。

で、次にあります平成二十九年、これは千三百億円ほどになりました。それからどんどん落ちてきているのは、これ、米麦の推移で下がっているんですね。三百二十四億円、三百二十六億円、その次は百九十六億円まで下がっちゃったんですね。そして、産出額が一千億円台まで下がっているんです。

これ、私も思うんですが、このときというのは農業者はマイナス決算で、誰もが、農業者の全てが税金を払ったことがないというふうな時代なんですね。その時代を経て、今、「さが園芸888運動」をやっと展開してくれたというのが私自身の感想なんですね。

我々、「さが園芸888運動」が展開されたときにどういうふうに説明を受けたかというところ、もう米麦の時代じゃないんだよと、半分はですね、そういう印象に聞こえたんです。米麦以外の何を増やすか、これ、緑の部分の野菜なんです。園芸の露地野菜を増やしていこうと。私は白石に住んでいまして、白石で農業をする中で私にびったりの事業なものですから、その中にどっぷりつかって頑張つてやるぞというふうな感じだったんですね。

それでどうなったかというところ、米麦も少し回復しているものの、緑の部分もプラス二十九億円、これは前年対比で挙げていますが、そういうところで横ばいか、微増になっています、微増してくれているんです。これ、「さが園芸888運動」を展開しないとどうなったかというふうな想像をするんですが、

想像を絶するような下がり方、恐らく一千億円を切っているだろうというふう  
に思われます。

この一番下のグリーンをどうにか横か微増ベースに持ってきているので、や  
っと米麦も、畜産も、どうにか横ばいといっても産出額を落とさないよとい  
ふうなことで推移をしているんだろうと思います。その横にタマネギなんか  
ありますが、時として爆発的な価格になることもあるんですが、ここ五年ほど  
は平均して野菜の価格というのも、お百姓さんが食っていける単価になりま  
したので、将来を見通せるなというふうな印象なんです。

ここ近年の露地野菜の状況を見ますと、例えば十年前のタマネギ農家はど  
ういうふうにしていたのかというと、二十人ぐらい並んで一つの圃場を一気に進  
むんですね。その二十人が一日中、疲労こんぱいして、やっと三反済んだよと  
か、そういったレベルだったんです。雨が降ったら、「ごめんなさい」と加勢  
人さんに全部連絡して、今日は休みですという連絡をして、そして晴れたらま  
た次の日にお願いますと、そういったことで天候次第で寄せたり休んだ  
りというふうなことで、六月中旬ぐらいまでかかって、やっとタマネギの収穫  
が済んでいたという時代なんです。

今回、「さが園芸888運動」によってタマネギというのは飛躍的に変わ  
りました。実際に圃場で炎天下で作業する時間というのは飛躍的に減ってきた。  
それは加勢してくれるおばさんたちがいないというのもあって、圃場での作業  
を省力化するためにアステムカッターで葉っぱを切って、そして切り口が少し  
乾燥した段階でディガーで掘る。そして、それをころころと転ばして乾燥させ  
るんですね。下の土が白乾するような状態で、今度、ピッカーで拾って鉄コン  
テナに上げるといった、そういった一連の機械化ができました。これ、今まで  
何年もかかって、およそ八年ぐらいかかって確立できたんだろうというふう  
に思っています。一般の県民の皆さんからすれば、百姓はよかねと言われるん

ですが、こういった事業があつてこそ、佐賀県の農業が持続しているというふう  
に感じているところでございます。

その中で、担い手の減少というのが片方で顕著になっています。全国でも極  
めて高い耕地利用率を誇っている佐賀県でありますけれども、農業生産力のみ  
ならず、集落機能の維持、文化継承とか、そういったものまで失われている気  
がします。ここまでちゃんと準備をしているんだから、こぞって農業に参入せ  
るよと僕らは言いたいんですね。稼げる農業は、確かにそこまで来ているん  
です。そういったことを佐賀県一丸となって伸ばしていただきたいというふう  
に考えるところでございます。

このような中で、稼ぐ農業の実現に向けて様々な担い手の確保・育成対策に  
取り組まれております。このことは私も承知しておりますが、本県農業が将来  
にわたって維持発展していくために、農業に携わる人をいかに育成していくか、  
農地をどういうふうに守っていくかという視点が重要であると考えております。  
それで、佐賀県農業の現状についてであります。まず、基幹的農業従事者  
の数について、十年前と比較してどのくらいになっているのか、ちよつとお伺  
いしておきます。

○ 莊山農業経営課長 本県の基幹的農業従事者数は、国が五年ごとに公表して  
いる農林業センサスで見ると、十年前の平成二十七年は二万三千九百六十六人  
となっておりまして、直近の令和七年の一万五千八百六十七人と比較すると約  
三四%減少している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○ 定松委員 実に三四%の減と。これは五年前と比較しても二三%の減少です  
か、それで、減少率が顕著になってきているのかなというふうに感じるところ  
であります。

では、この一経営体が担う経営の耕地面積は十年前と比べてどのようになっ

ているのかお伺いします。

○庄山農業経営課長Ⅱ 農業経営体当たりの経営耕地面積は、同じセンサスで見ますと、十年前の平成二十七年は二・七ヘクタールとなっており、直近の令和七年につきましては三・五ヘクタールとなっておりまして、比較すると約三〇%増加している状況でございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ 今お答えになった数字というのは平成二十七年との対比、これは二・七ヘクタールから三・五ヘクタールに上がってきているんだけど、基幹的農業従事者は三四%減少している。これは農地が遊んでいないという、簡単に言えばそういったことになるんですね。それでいて一農業経営体がもうけたいかなければならない。実際には面積が増えたら産出額も増えるはずなんです。なかなかそれが増えていかないというのが現況かなと思います。

一方で、農業人材が減少していく中で、佐賀県の農地を守っていくためには、まず農業の人材確保が重要であります。近年の新規就農者の推移、先ほど質問もありましたが、改めてお示しをいただきたいと思えます。

○庄山農業経営課長Ⅱ 直近五年間の県内の新規就農者数につきましては、令和三年は百六十人、令和四年が百八十三人、令和五年と令和六年が共に百六十二人、令和七年は百四十二人となっております。近年は百六十人前後で推移しているところでございます。

以上です。

○定松委員Ⅱ 新規就農者の現況をお聞きいたしました。これはずっと以前から大体このくらいの数字なんです。百五十人、百六十人、ここ二十年間ぐらいはそういった数になっているんだらうというふうに思います。これは、新規就農して若者たちの手取りがぐんと増えて魅力ある農業が確立できたら、恐らく三百人、四百人になるんだらうというふうに思うんですね。そういったところ

ろを期待したいと思っております。

新規就農者の確保、育成に向けて非常に重要となってきますが、その取組によって、どのような新規就農者が育っているのかお聞きをさせていただきます。○庄山農業経営課長Ⅱ 県では、新規就農者を確保、育成していく仕組みとして、就農希望者の呼び込みからトレーニングファーム等での実践研修、園芸団地の確保、栽培施設や機械の整備まで、切れ目のない支援に取り組んでいるところでございます。

どのような新規就農者が育ってきたかというところでございますが、トレーニングファームなどの体制整備と積極的な就農支援によりまして、これまで七十六名が就農しております。

また、キュウリやトマトなどにおきましては、部会員の約三割近くをトレーニングファームの修了生が占めるようになってきております。そういった生産部会が出てきております。

さらに、就農後わずか数年のうちに県の生産改善共進会で最高賞を受賞する修了生も出てきておりまして、地域農業の担い手として活躍する人材が数多く育ってきているというふうに認識しております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ 非常にいい事例を出していただきまして、これはすばらしいなど。キュウリに新しい技術導入がなされて、しかも、五、六年前まではどうにか環境制御型もそここの単価で済んでいたものが、そして、トレーニングファームを巣立ってすぐ県一になったというのは、本当にびっくりするようなことなんです。特に施設園芸は米麦よりもっと難しい部分があつて、それを環境制御と山口先生の指導によって、卒業してすぐトップになるといのは、本当に明るい、全国でも類を見ないようなニュースかなというふうに思います。

今後の取組についてですが、どのような取組を行っていくのかお伺いします。

○庄山農業経営課長⇨新規就農者の確保育成について今後の取組でございますが、県内に新規就農者のトレーニンングファームができました。あと、ミニトレーニンングファームという形での就農支援体制というものも出来上がりました。令和七年度におきまして、農業振興センター単位においては全地区整備されたこととなります。そういったことを踏まえて、県全体で就農支援の整備がとれましたというようなことも就農フェアでのPRといったことを積極的に取り組んで呼び込みを強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○定松委員⇨それでは、相対的に農業人材の確保と育成、そして、今後どのような姿勢といえますか、取り組んでいくのか、さらにお伺いいたします。

○庄山農業経営課長⇨今後、担い手育成という点でどういったことを取り組んでいくかということであったかと思えます。

新規就農者の確保、育成だけではなくて、新規就農された後から経営発展につなげていくということが大事かと思えます。

私ども、県におきましては、佐賀県農業会議とかと連携しまして、本県の農業を力強く牽引する人材や企業的な農業体を育成するため、令和七年度より「佐賀県農業担い手Sプラス推進事業」を実施しております。こういった事業につきましては、農業者の経営力向上を目的に、例えば、全国から先進的な経営者を招いた研修会であったり、経営課題を解決するための先進地視察研修、若手グループ内での総合研さんを目的とした勉強などに取り組んでおります。

また、この事業の一環として、令和七年十一月におきましては、県内で活躍する農業法人と若手農業者を参集した農業担い手大交流会というものを開催したところでございます。経営発展を目指す多くの農業者が参加し、参加者からは、先進的な経営者から多くの刺激を受けまして、よき学びの場になったとの声をいただいております。

さらに、令和三年度からは、佐賀農業を牽引するトップレベルの農業経営体を育成する「佐賀さかいこう農業経営体育成プロジェクト」を県内全ての農業振興センターで実施したところでございます。三十八経営体を対象に、それぞれの経営目標の達成を目指して、普及指導員による濃密な伴走支援や専門家派遣を受けまして、一億円以上の収益を上げる経営体の成長や法人化など多くの好事例が生まれているところでございます。

今後の取組について、新規就農者の部分につきましては先ほど申し上げたところですが、施設野菜を中心としたトレーニンングファームがありますが、そのノウハウを生かした上で、現在、白石地区の農業法人をモデルとした土地利用型作物でのトレーニンングファームのモデルを実施しているところでございます。令和八年度からの本格実施に向けて今後取り組んでいきたいと思っております。さらに、経営発展に向けた取組としまして、先ほど御答弁しましたが、若手農業者が交流し、稼ぐ農業を学ぶ場づくりであったり、稼ぐ青年農業者を増やしていく取組として、販売額三千万円以上を目指す経営体の伴走支援を実施していくこととしております。

以上、お答えします。

○定松委員⇨攻めの農業という意味が、これを聞いて分かるんですね。今からの農業をどうしていくかということが非常に重要なことで、若手を育てる。そして、どっちかという施設園芸重視で園芸品目を伸ばしていく。ただ、それでいくと農地の伸びは、先ほど答弁にあったように三割増にとどまるんです。これは、施設園芸では各地域での農業者の減少率というのを未来永劫、緩和できてるものではないというふうに思うんですね。地域を本当に守る上では、農業の人材確保、育成と同時に農地を守る対策というのにも必要であるというふうに思います。次世代に引き継ぐためには、限られた農業者で維持していくというふうに思いますけれども、県ではどのような取組を行うのかお聞かせください。

○ 莊山農業経営課長 Ⅱ 現在の農地の維持に向けた取組について答弁させていただきます。

農地を次世代へ引き継いでいくためには、誰が、どの農地を耕作していくかということを見える化し、地域で共有することが重要と考えております。令和七年三月に地域農業の方向性や地域の中心となる経営体の将来展望などを示した、十年後の地域農業の設計図である地域計画が県内各地で策定されたところでございます。

この地域計画のブラッシュアップに向けまして、各地域での話し合いを継続し、将来の農地利用について議論を深め、地域計画を見直し、実現していくための取組を行っているところでございます。

具体的には県では、令和七年度から三年間を重点期間といたしまして、例えば、話し合いにより担い手が耕作するエリアを見える化する「農地集約イメージマップ」、通称、集約マップと言っておりますが、この作成であったり、研修会等で集落営農組織の法人化や協業管理方式の推進、また、優良事例や話し合いを進める手法を紹介する市町等の担当者向けの勉強会等の開催などの取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○ 定松委員 Ⅱ 勉強会の資料でも示されております。実は、こういう事業が目的としている事業というのは、まさに三十年ぐらいから本当はずっと進んではきているんです。ただ、大きく変わるきっかけがなかったんですね。前までは農業者も半減するぐらいまでは、隣のおんちゃんとは僕が作るよみたいな感じで増やしてこられた。けれども、本当に大規模に増やすとなると、機械設備とか、いろんなところでこれ以上は作れないよというマックス感が出ているんですね。これをさらに伸ばすとなれば、こういった農地の集約も喫緊の課題です。今回やってもらわないと本当に現場が困るなというふうな気がしております。

ここ近々、このOBの梶山さんがいて農地を集約する中間管理機構の地域計画が各市町でつくられましたね。各市町でその目標に沿って集約できるように、これ、今から各市町の競争になると思うんですが、そういった伸びる競争をしながら、各地域が集約マップの移り変わりをずっと実践していくというふうになるかと思えます。その中で農家の協力、そして、今回、専門チームを設置してということになっております。専門チームは、その地域の農業を熟知した方々の交渉力というのが鍵になってこようかと思えます。これ、やり方はやっぱりしつかりとした成果を初期の段階から出していく必要があると思えます。

そういったことをしていただきたいなというふうに思うんですが、改めて今後二、三年の姿勢といいますか、そういったことをお聞かせください。

○ 莊山農業経営課長 Ⅱ 今後の取組について御紹介させていただきます。

農業者の減少を踏まえ、効率的に農業を行える体制を整えることが農地を維持するための基本となることから、(副委員長、委員長と交代) 農地の集約化がこれまで以上に重要と認識しております。

そのため県では、農地集約を一層加速化させるための新規事業を創設することとしており、その事業では、先ほど委員からお話がありましたように、農地集約を担う専門チームの立ち上げであったり、農地集約マップの作成支援、これは市町が作成する際の支援ということですが、あと集約マップに基づき農地の権利移動があった場合に、農地の出し手のほうに協力を交付するというような事業となっております。そういった事業を実施していくというふうな形で考えております。

また、これまでのように地域の人たちだけでは維持が難しくなっている農地に、新たな担い手として企業の農業参入を進めていくことも選択肢の一つと認

識しております。このため、「企業・法人参入推進チーム」の体制強化を図るとともに、本県への農業参入を後押しするための新たな支援策を創設することとしており、先ほど答弁した農地集約を加速化させるための新規事業とともに、その関連予算を本議会にお願いしているところでございます。

今後も、地域農業者や生産部会、市町、農業団体などと連携し、農業者が減少していく中、担い手の確保・育成対策と、農地を守るための対策というものを両輪で進めることで、本県農業の持続的な発展につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員⇨農業者が、どんどんどんどん増えればいいなというふうに思うわけでありませう。

今回、先ほど説明がありましたような、十アール当たり五万円の補助を出すというのは、かつてなかったんですね。思い切ったことをやったというふうに思うんですが、その事業に協力してくれる推進役といいますか、専門チームがどれだけ説得力を持ってやってくれるかが鍵になると思います。どうぞしっかりと頑張ってくださいと思います。

それでは、三問目に移ります。施設園芸の振興対策についてであります。

ここ近年、大変な時代になったなというのが、この政策の中でも出ております。資材高騰や環境制御型のハウス、異常に高くなっている。そういったこともあって佐賀の農業を長期的に見れば米の需要の減少、米価の変動などといった不確実性もあつたことから、安定した収入で農家所得を向上させる、産地を發展させていくためには、やっぱり園芸農業ですね。これは「さが園芸888運動」を展開されて、先ほど申しましたように、どうにか微増で推移してくれているということがあります。また、露地野菜もしっかりとやってこられているなというふうに思うんですね。

その中で、施設園芸の農家は比較的少面積で農業経営ができるということはある利点であります。稼ぐことの直結になるわけですよ。もうやっぱりハウスをつくったら、そこで一生懸命せんばいかぬ。そして、その仕事がちつとできれば、最近では天候に左右されることなく収量がついてくるというふうな施設になっていきますから、そういったことを考えれば、園芸ハウスというのはしっかりと整備をして、そして翌年にはしっかりと稼ぐというふうなことに直結しなければならぬというふうに思います。

近年、県内で園芸ハウスの事業を活用したハウスの整備状況はどうなっておりますでしょうか。

○田川園芸農産課長⇨国や県の事業を活用して整備した園芸ハウスの面積は、軽量鉄骨ハウスやパイプハウスは、平成三十三年度が七百十アール、令和三十三年度が六百三十七アール、令和六年度が六百四十七アールとなっております、おおむね横ばいで推移しております。他方、耐候性ハウスにつきましては、平成三十三年度が百四十アール、令和三十三年度が二百八十七アール、令和六年度が二百九十七アールとなっております、環境制御技術を習得した就農者の増加や規模拡大の動きもありまして、整備面積はやや増加となっております。以上でございます。

○定松委員⇨横ばい、もしくは少し増えている状況ですが、この園芸ハウスの整備費の推移について、近年、高騰しているというふうによく聞くんですが、どのように推移しているのかお答えください。

○田川園芸農産課長⇨附帯設備も含めました十アール当たりの園芸ハウスの整備費の推移については、軽量鉄骨ハウスやパイプハウスの平均事業費で見ますと、平成三十年度が千二十三万円、令和三十三年度が千三百七十四万円、令和六年度が千八百三十一万円と、六年間で七九%上昇しております。

また、より強度のある耐候性ハウスの平均事業費で見ますと、平成三十年度

が二千八百六十四万円、令和三年度が三千百四十五万円、令和六年度が四千三百五十四万円と、こちらは六年間で五二%上昇しております。鋼材や被覆資材等の価格上昇に加えまして、輸送コストやハウスの施工に係る人件費の増加などによりまして、整備費は近年大きく上昇しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員⇨これで見ますと、過去十年で七九%上昇や五二%上昇、これは環境制御型のハウスですが、これだけ上がってしまうと本当に年間の償還額が増える。そして、その当時と比較して燃料代も増えている、ビニールの被覆材あたりもかなり上がっているというふうに思われます。なおかつ人件費も上がっておりますので、非常に厳しいのかなと、こがんきつかで思わんやったという声も聞くのかなというふうに思います。

この園芸ハウスの整備費の高騰に対して、県はどのように取り組まれてきたのかお願いいたします。

○田川園芸農産課長⇨県では、整備費が高騰する中でも施設園芸農家の規模拡大や新規就農といった前向きな取組に対しまして、情勢を見極めながら対応してきたところでございます。

まず、ハード面の支援につきましては、施設面積一・五倍への拡大といったステップアップを行う場合、補助率を三分の一から二分の一にかさ上げをしたり、耐候性ハウスの整備では、新規就農者や園芸団地入植者に加え、先ほど申し上げたステップアップを行う場合も補助対象としまして、国、県、市町で合わせて補助率七五%としている中で、国庫事業への県費上乘せ支援の上限を千二百万円から三千万円に拡充しております。また、園芸団地内に軽量鉄骨ハウスやパイプハウスを整備する場合、補助率を六五%にかさ上げをしたところがございます。こうしたように、農家の投資への負担が軽減するよう、支援を拡充してきたところでございます。

また、施設整備費の低減と施設の有効利用に資する中古園芸ハウスの有効活用を進めていくため、中古園芸ハウスの取得や解体、移設、附帯設備の整備などを一体的に実施できるハウスのリノベーションに対する支援を補助対象に追加するとともに、ソフト面の支援としまして、中古園芸ハウスの出し手と受け手のマッチングを円滑に行うよう、ハウスの一時管理への支援などにも取り組んできたところでございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員⇨農機具の価格も上がったなと思うんだけど、施設園芸の部分が顕著に上がっているというふうなことで、第一弾的には四百坪ぐらいから始めたものが、最終的には従業員を入れたら一・五倍か一・八倍ぐらいできるなど、さらに面積をアップさせてというふうなところにも補助をつけていただいた、これは非常にありがたいなというふうに思います。ひと頃は、こういう補助事業がありますよと言っても、もう一回利用しとんもんねとか、そういうことではなかなか更新ができなかった、中古が出るのを待つしかなかったんですね。そういったことも含めれば非常にいいなというふうに思います。

この施設園芸を取り巻く現状は非常に厳しいものがありますが、この緊急支援事業の実施も提案されています。現在、この施設園芸を取り巻く状況について、県は相対的にどのように認識しておられるのかお伺いします。

○田川園芸農産課長⇨整備費の高騰によりまして、新規就農者や地域の農家においても、ハウス整備を見送られる状況がありまして、燃油価格の高止まりとともに、振興上の大きな課題と認識をしております。

また、近年の気候変動の影響によりまして収量や品質が不安定となり、収益性が悪化する中、人手不足も加速しております。収穫調整に多くの労力を要する品目では、安定的な労働力の確保も難しくなっているというところも把握をしております。

このため、施設園芸農業を振興していくためには、施設整備費の低減、気候変動への適応などによる収量、品質の向上、さらには、労働力不足への対応を強化していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○定松委員⇨施設園芸農家と、そして大規模農家、いわゆる土地利用型の農家、そういった方々が共に伸びていかなければならないというふうに思います。例えば、施設園芸のトレーニングファームを修了した方々が、次に問題になるのは土地取得なんです。どこにつくろうかね、実際にいいところがあるのかということなんです。日当たりが悪いとか、そういったことも関係するんです。ようけれども、やっぱり水、そして広さ、もう一つは排水ですね。そういったものを備えながら、圃場をどこにつくるかというのは一大決心なんですけれども、そういったことにもそれぞれの農家が協力し合って、例えば、私の農地を貸してよかよというふうな、そういうところまでならんばいかぬというふうに思います。各市町が中間に入って、そして、あそこはどうですかというふうな、そういった実際に取り組める、新規就農者はいろんな方たちの支えによって、すぐ次のステップにいけるような体制づくりをしていただきたいというふうに思います。

そういうことも含めて今後の取組について島内部長にお聞きしてよろしいでしょうか。

○島内農林水産部長⇨今後の取組についてお答えします。

佐賀農業を持続的に発展させていくためには、「さが園芸888運動」を中心として、本県農業の生産性向上を図っていききたいというふうに思っております。そのためには省力化ですとか低コスト化、高収益化、こういったことを一体的に進めることで現場が実現できる成果につなげていけるのではないかと思います。うふうに思っております。

具体的に申し上げますと、スマート農業技術の導入支援ですとか、作業効率化を進める営農モデルの普及、経営改善に向けたデータ活用などを強化し、先ほど来申しておりますとおり、「さが園芸888運動」の実効性をより高めていきたいというふうに考えております。

また、最も重要なのが担い手対策だというふうに思っております。新規就農者への伴走支援をこれまで以上に充実させていきたいと思っております。若い世代の方々が安心して定着できる環境づくりをより一層高めていきたいというふうに思っております。

これらの取組を一体的に進めることで、持続的で稼げる佐賀農業の実現に向け、これまで下地はつくられたんだろうというふうに思っておりますので、これから上昇トレンドに向かっていくというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○定松委員⇨今後、農業をする青年たちは恵まれているなど。私たちのときはこういう事業がなかったから即思っんです。先ほど島内部長がおっしゃったように、今までは滑走路をばつと燃料をたいて走っていた時代だったんだけれども、これに乗れば、それからぷーっと上昇気流に乗れるというふうな気がするんです。

皆さん方のさらなる活躍によって、農業後継者が百六十人とかなんとか言わんで、三百人台、四百人台までなる。そして、佐賀の農業が守られることを祈念して私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○宮原委員⇨それでは、質問させていただきますと思います。

この農林水産商工常任委員会は大変人気で、私も六月から手を挙げていたんですが、なかなか質問できず、最終盤となってまいったところでございます。皆さん御承知のように、今回は当初予算も入っておりますいろいろな事業案が

出されておりますので、その確認をしなければならぬということでも若干多うございますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、コスメ国際カンファレンス開催についてでございます。

ここににつきましてはコスメティック構想推進事業の中からのカンファレンス開催事業ということで提案をされているわけでございまして、その内容についてもお伺いさせていただきたいと思っております。

一般質問でもこのことを質問されておりました。どうか言うところではコスメティックバレー構想ではなからうかと思っております。そこに向けての前段ではなからうかとも思うわけでございますので、新しい産業拡大のためにしっかりと頑張っていたければと思うところでございます。まずは、このようにして、佐賀を世界から見えていただくというようなこのカンファレンスかと思っておりますので、その確認を取らせていただきたいと思います。

この事業につきましては、大きく四つの項目を掲げられているところでございます。まずはカンファレンスといたしまして講演をされるわけでありまして、それから展示会も開催され、そして交流会、そして見学会というような形で事業がなされるということをお伺いしておりますが、その内容についてもそれぞれお伺いをさせていただきたいと思っております。

カンファレンスについてお伺いをさせていただきたいと思っておりますが、どういった講演になるのでしょうか。それから、規模についても構想としてあるのであればお伺いをさせていただきたいと思っておりますので、内容説明をお願いします。○東コスメティック産業推進室長 国際カンファレンスについてお答えをいたします。

この国際カンファレンスにおきましては、海外のコスメ産業のクラスターの代表者、佐賀大学のコスメ学環の徳留教授など、国内外の最先端の研究者をはじめといたしまして、大学や企業の若手研究者も参加して、研究発表、パネル

展示、シンポジウムなどを行ってまいります。

こういった取組によりまして、世界の研究者や企業関係者が佐賀に集まり、コスメ分野における最新の研究成果や技術動向を佐賀から世界へ発信をいたします。また、参加者同士の情報交換や連携が深まる場にもしていきたいというふうに考えているところでございます。

このカンファレンスの中では、最新の知見を共有し、国際的なネットワークを広げることで研究や開発のさらなる進展を図りまして、産学官連携の一層の拡大につながることを目的としていくところでございます。

あわせて、佐賀県が進めてきましたコスメ構想の成果や各種の取組、佐賀大学のコスメ学環の教育、研究内容などを広く発信することで、佐賀県がコスメ分野の人材育成、研究開発、ビジネスの先進地であるということをしっかり示していきたいというふうに思っております。

また、開催の規模についてお尋ねがございましたが、場所をSAGAアリーナに置きまして、二日間、開催したいと思っております。

お答えは以上になります。○宮原委員 今、先進地として認識をしていただきたいというところでございました。これ、やっぱりシンポジウムであれば回を重ねなければならないと私は考えるわけです。これ、第一回目だろうと私は思っておりますので、これからよりよくシンポジウムを開催していただきまして発信をしていただければと思うところでございますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

次に、展示会でございますが、展示会についての内容もお聞かせください。

○東コスメティック産業推進室長 国際展示会についてお答えをいたします。

この国際展示会を開催する目的としましては、アジアコスメなど「美と健康」をキーワードに、アジアビューティーや世界の美の最新トレンドを佐賀

県から世界へ発信していくとともに、御来場いただきました皆様には佐賀県と世界のつながりを体感していただきたいというふうを考えております。

具体的には、この国際展示会では、海外のコスメ産業クラスターのナショナルブースを設けますとともに、県内企業を含む国内外のコスメ・ヘルスケア企業が出展をいたします。アジアのコスメを体感できるブースなども設けて、各社の製品や高い技術力を発信する産業展示会としたいというふうに思っております。

これによりまして、出展企業や来場者との間で具体的な商談や技術相談が行われ、共同研究にもつながるビジネスの機会を創出するような場にしていきたいというふうを考えております。

お答えは以上になります。

○宮原委員 今、説明の中でアジアビューティーと言われましたが、アジアビューティーとはどんなものなのか、一般の方は全く分からないと思いますので、そこについての若干の説明をお願いしたいと思います。

○東コスメティック産業推進室長 〓アジアビューティーについてお答えをいたします。

今、ヨーロッパやアメリカの中では、アジアの化粧品というものが大変注目を集めております。一つは韓国のコスメが非常に活躍しているところがありますが、韓国だけではなく、アジア発の化粧品というものが注目されている中で、それをアジアビューティーということで言われている言葉でございます。

以上になります。

○宮原委員 〓分かりました。

次に、交流会ですが、交流会についての説明もお願いしたいと思いますし、また、目的と、その開催内容についてお願いいたします。

○東コスメティック産業推進室長 〓交流会についてお答えをいたします。

この交流会は、カンファレンスや展示会といったビジネス中心の場とは別に、国内外から集まった参加者、そして県内の関係者が一堂に会し、直接交流できる機会としたいというふうに思っております。

こうした交流を通じて国際的なネットワークの構築であったり、人材交流というものを進めまして、将来的な商談や共同研究のきっかけとなる信頼関係を築いていくということを目的としております。

以上でございます。

○宮原委員 〓その交流についてですが、海外から来ていただけるんだろうと思っております。国の選定でいろいろあるかと思いますが、ヨーロッパと一つではないんだろうと思っておりますので、今のところ、どういった国々の方たちをターゲットと考えていますよとか、そういったことがあれば教えてください。よろしくお願いいたします。

○東コスメティック産業推進室長 〓交流会の参加者についてお答えをさせていただきます。

まず、今回は、「GCC Asia」というアジア四カ国の連携、日本、韓国、台湾、タイ、この四カ国の連携を中心に開催したいと思っております。これに加えてジャパン・コスメティックセンターが加盟しているGCCという団体がございまして、これはグローバル・コスメティック・クラスターという世界中のコスメ産業クラスターのネットワークでございます。ここにはヨーロッパ各国、フランスであったり、スペインであったり、イタリアであったり、そういった国々が参加しておりますので、アジアに加えてヨーロッパのそういった産業団体のほうからも来ていただくといったことを想定しております。

お答えは以上になります。

○宮原委員 〓次に、見学会についてお伺いをしたいと思います。見学会の内容についてお聞かせください。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ見学会についてお答えをいたします。

地元を実際に見て回っていただく見学会、エクスカージョンというものを開催したいというふうに考えております。これにつきましては、本県が推進するコスメティック構想への理解を一層深めていただくといったことを目的といたしまして、カンファレンスや展示会の参加者を対象に、県内各地を巡る体験型の周遊プログラムを実施したいというふうに考えております。

具体的には、これまでコスメ構想と一緒に進めてきました唐津市や玄海町とも連携をいたしまして、例えばコスメ構想の出発点となった唐津浜玉地区の唐津コスメパーク、また、「THREE」が化粧品原料となるハーブを栽培している玄海町ハーブ農園、また、蒸留所が呼子にできておりますので、そういったところの見学などを予定しているところでございます。

県内の原料生産地や製造現場を実際に訪れていただくというところで、佐賀のコスメが地域の自然環境から得られる原料、また、現場の技術、そして、それを支える人々によって作られているといったことを実感していただくような機会にしたいというふうに思っているところでございます。

また、唐津、玄海だけではなくて、来場された皆さんに県内各地に足を運んでいただきたいと思っております。佐賀の歴史や分化、自然、食など、様々な佐賀が持つ地域資源にも触れていただき、そういったコースを設けていきたいと思っております。

コスメ企業は、唐津、玄海だけではなくて県内各地にございますので、そういったところの現地訪問等を絡めて佐賀の各地を回っていただきたいというふうに思っているところでございます。

こういった取組を通じまして、コスメ構想の取組や強みとともに、佐賀そのものへの理解や関心を高めていただき、交流や連携の広がりにつなげてまいりますと思っております。

以上になります。

○宮原委員Ⅱかつてお茶石けんがやった時代がございまして、嬉野にも回っていただけだかと思つたところでございます。農業の分野のところでも少しお話をさせていただけたらと思つたところでございます。

これ、情報発信も予算化されております。SNSを活用するというところでございしましたが、こういった活用なのかということをお伺いさせていただきたいと思ひます。

広げていただかなければ何にもならないわけでありまして、こういった形でするかということでも目標値もつくつていただかなければなりません。情報発信でビラを三千枚作りました、で、三千枚配りましたから、それで終わりですとか、そういった形ではいけないだろうと思ひます。SNSだったら、SNSでどういったところを利用してやっていけるのか。そして、そこを目標にするとところがあるんだろうと思ひます。インスタだったらフォロワー数だったり、閲覧数だったり、そういったところがあるんだろうと思ひますので、そういったところが目標としてあるのであれば、目標はつくつていただかなければならないと思ひますので、そういったところも、今なければ目標を定めていただきたいと思ひます。目標があるのであれば、その説明をしていただきたいと思いますし、内容の説明をお願いしたいと思います。

○東コスメティック産業推進室長Ⅱ委員御指摘のとおり、開催するというところをしっかりと伝えていく必要があるというふうに思っております。

情報発信に当たりましては、ターゲットを明確にした上でウェブ媒体やSNS広告、美容メディアや業界紙などを活用しまして戦略的に広報を展開してまいります。

先ほど委員から御指摘いただきましたSNS広告ですが、特にここは力を入れる必要があるというふうに思っております。

まず、SNS広告につきましては、どういう方に見ていただくという設定をすることができるようになっております。そういったものを生かしながら、SAGAアリーナにアクセスしやすい北部九州地域の学生から四十代までといったところをターゲットにいたしまして、広告掲載による効果として五千人以上の来場につながるということを目標にしているところでございます。

広告代理店の試算では、この目標を達成するためには対象となる方々に情報を届ける広告の表示回数、これは五百万回以上が必要というふうに言われているところでございます。このうちの約二%がイベントのウェブサイトにアクセスをしてくれるであろうというところで、十万人がこのウェブサイトにアクセスするとすると、その大体五%の方が来場につながるであろうというところで、一般的な展示会等の集客の数字を想定しながら、目標値を先ほど申し上げたところで定めているところでございます。

また、集客に当たっては、当然、この広告だけではなくて、様々な手段で呼びかけをしていきたいと思っておりますので、このSNS広告に加えまして、美容関係のウェブメディアや雑誌への広告掲載、また、団体や大学への呼びかけですね、特に大学生とかたくさん来ていただければと思っておりますので、そういったところへ呼びかけ、メディアでの情報提供など、様々な手段を組み合わせて、情報を広く、そして深く発信していきたいというふうに思っているところでございます。

そのようなことで、より多くの方に御来場いただきまして、このイベントをしっかりと盛り上げるように取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

○宮原委員 今もあるかどうか分かりませんが、かつて、「秋田美人」という言葉がございました。「さが美人」というミカンがあったかと思いますが、新しい言葉として「佐賀美男美女」という言葉がいつか誕生するようなコスメテ

ックバレー佐賀をつくっていただければと思うところでございまして、より早く実現がなされればと思うところでございますので、これよりまた広報のほうも頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく願いをおきたいと思っております。

それでは次に、産福連携の質問に移らせていただきたいと思います。

これはプロジェクト事業としてされているわけでございますが、今日は農福連携のお話も若干あつておりました。人材不足の面から、農業のほうから、コロナの折に海外からの方々がおられなくなって人材不足になったということで、若干その要望にお応えする中で国のほうからこの勧めがあつたわけでございます。

この構想について私が最初に聞いたときには、これは農業サイドからのお話ではやっぱりいけないだろうと。サイド的には福祉のほうで、より現実的であろうし、そうしなければならぬだろうということも私はお話をさせていたいただいておりました。ただただ、人材不足、人手不足という形で補充するようなことであつてはならないだろうと思えます。福祉の面からやっていくということが大変重要だろうと思っております。また、その面をしっかりと受け止めていただいた農福連携の中ではコーディネーターを活用して、しっかりとしていただいているんだろうと思っております。その成果も農福連携では現れているというようにもお伺いしているところでございます。

そこに向けて新しく産福連携という形ではいただいているわけでございまして、そこについて今回具体的なところをどのようにしていくのか、また、コーディネーターも雇われるというようにございまして、その立ち位置というようなことも後々お伺いをさせていただきたいと思えますが、まずは具体的な内容等についてお話をさせていただきたいと思えます。

○川原ものづくり産業課長 本県の農福連携につきまして、先ほど委員からも

御紹介いただきましたが、農業者と障害のある方の双方に寄り添った丁寧なマッチングによりまして、全国的にも高い評価をいただいております。この好事例を産業分野にも広げまして、人材不足が続く企業と農業以外の分野でも就労機会を広げたい障害福祉施設とをつなぐ取組を進めていきたいと考えております。

今回のプロジェクトでは、産業分野においては、企業のニーズ把握や、障害福祉施設へ委託可能な業務の切り出しを進め、福祉分野においては、受注に向けた体制づくりや取組を後押ししてまいりたいと考えております。また、両分野をつなぐ役割としまして、産福連携コーディネーターを配置いたしまして、企業と障害福祉施設の双方に寄り添いながら伴走していきたいと考えております。

こうした関係づくりを進めまして、持続的な連携を通じて受発注の拡大を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱまた改めてコーディネーターも導入するというところでございます。その役割についてもお伺いをさせていただきたいと思いますが、農福連携との違いがあれば、そこも御説明いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川原ものづくり産業課長Ⅱ今回、新たに産福連携コーディネーターとして、産業分野を専門とするコーディネーターと福祉分野を専門とするコーディネーターをそれぞれ一名配置いたします。

コーディネーターの役割は大きく二つございます。一つ目は、企業側と障害福祉施設側の双方のニーズを掘り起こすこと。二つ目は、そのニーズを踏まえて丁寧なすり合わせを行いまして、双方にとってメリットのある形でつなぐことと考えております。

産業分野のコーディネーターにつきましては、企業を訪問し、ヒアリング等を通じて発注したい業務を把握した上で、民間企業のコスト感覚や、コンサルティングの知見などを生かしまして、業務の切り出しや各種提案などを行い、主に企業側に寄り添った役割を担っていただきたいと考えております。

一方で、福祉分野のコーディネーターにつきましては、障害福祉施設を訪問しまして、施設の強みや受注可能な内容を聞き取りまして、企業に対して連携できる作業を提案するなど、主に福祉側の立場に寄り添って対応していただきたいと考えております。

双方のコーディネーターが連携をしながら、例えば、作業を障害の特性に応じて取り組みやすい工程に整理をしたり、作業に危険が生じないよう現場の環境や動線を確認したり、外注金額や納期が無理のない内容となるよう調整をするなど、マッチングがスムーズに進むよう契約事務まで含めて支援をさせていただきます。ただればと考えております。

また、実際の作業段階においては、働く方が戸惑うことなく作業に取り組めるよう、現場での確認やアドバイスなども行いまして、企業が発注する内容が現場で円滑に進むよう、サポートをしていきます。

こうした役割を通じて、産業側と福祉側の双方に寄り添い、丁寧な調整を重ねることで、双方にとって持続的でメリットのある連携となるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ農福連携との差は、なかなか見出せないところだったのかもしれないですね、その発言がございませんでしたので。それはそれとしていいんですけれども、それぞれの分野でコーディネーターがお一人ずつということになっているわけですが、お一人ずつでちゃんとなされるのか、ちよつと不安なところもあるわけでございますけれども、そこはしっかりとやっていただ

くようにお願いをしたいと思えます。その間に県が入っていただくように願います。よろしくお願いします。よろしく願いをしておきたいと思えます。

それから、お一人お一人の就労の中にコーディネーターも入っていくということもございます。農業分野であれば、二、三人、同じ現場に行かれることもあろうかと思えます。これ、産業については同じところに行けるかどうか。工場であれば、そういうこともあるかもしれませんが、分野、分野で数が増えてくるんだろうと思えますので、そこもしっかり分かっていたきながら今後のことも考えていただきたいなと思っているところですので、よろしくお願いをしておきたいと思えます。

次に、事業の中で周知という話もあつておりました。周知についてセミナーを開催するというところでございますが、この周知は、こういった形の周知なのか。それから、セミナーの内容についてもお聞かせを願いたいと思えます。

○川原ものづくり産業課長 Ⅱ まず、周知につきましてお答えさせていただきます。

企業の皆様からは、人材不足で外注したい業務がありましても、どこに、どのように相談すればよいか分からないといった声がよく聞こえます。また、自社の作業工程の中に障害福祉施設に依頼できる作業があることに気づいていらっしゃるらない企業もございます。こうした企業に対しまして、日頃から訪問支援や窓口対応を行っていらつしやいます。佐賀県産業イノベーションセンター、商工会議所、商工会、中小企業診断士協会などの支援機関と連携しまして、チラシの配布でございますとか、会合等での周知、また、各団体でお持ちのメーリングリスト等での案内、SNSの活用などを通じて様々な広報手段を用いまして、コーディネーターの支援内容を周知していきたいと考えております。

一方、福祉施設におきましては、福祉分野のコーディネーターの方が直接訪問されますとともに、健康福祉部とも連携しまして、施設の皆様方が集まる会

合、こういったところの機会も活用しまして周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、セミナーにつきましては、県内のものづくり企業などを対象に、福祉分野と連携した先行事例などを紹介しまして、企業側のメリットや課題などを共有することで産福連携の理解を深めていきたいと考えております。

特に、障害福祉施設へのアプローチの方法が分からない、外注につながる作業があるか判断できないといった企業に対しまして、先行事例の紹介やコーディネーターの活用方法を提案するなど、連携の可能性がある企業の掘り起こしにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員 Ⅱ それでは、プロジェクトの効果について、企画の効果についてお伺いをさせていただきます。

効果を生み出すためにどのような取組をするのかも伺いをさせていただきます。と思いますが、その前に期待についてお伺いをさせていただきます。

そこには、先ほど来、人材不足が解消されて、双方が、よく言うのがウィン・ウィンの形になればとか言われるときもあるわけでございますけれども、福祉の分野について、ウィン・ウィンというような言葉が適しているのかなというような感じが私はしていました。先ほど武藤委員から、農福連携では「Happy Happy」というような話があつていたわけでございまして、やっぱり福祉が向上して豊かな心のある共生社会がなされることが肝要かと私は思うところでありまして、そういった点もしっかりと考えを持っていただきながら、その期待されることをまずお伺いをさせていただきたいと思えます。

○川原ものづくり産業課長 Ⅱ 本プロジェクトの期待につきましては、産福連携プロジェクトによりまして、これまで以上に障害のある方の働く場が広が

りまして、施設の受注が増え、働く皆さんの収入向上につながることを期待しております。

また、企業側にとりましても、働きやすい職場環境づくりが進みまして、人材の確保や多様性が高まること、こういったことで企業価値の向上につながっていくことが期待されるというふうと考えております。

以上でございます。

○宮原委員⇨効果を生み出すための取組もお伺いをさせていただきます。

○川原ものづくり産業課長⇨先ほど答弁しましたが、効果を生み出すためには、企業側、福祉側双方が、よりよい関係性を築いていくことが重要かと考えております。そのため、産業労働部、健康福祉部、農林水産部など、庁内の横断的な連携に加えまして、関係団体とも協力しまして、企業や障害福祉施設、働く皆様の声を継続的に伺いながら、必要な改善も行ってまいりたいと考えております。

このプロジェクトは、チャレンジしたい方が、その可能性を広げまして一步を踏み出せる、まさに佐賀らしい取組だと考えております。産業労働部として熱意を持って前に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員⇨福祉の面からしっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、産業人材確保プロジェクト事業についてお伺いをさせていただきますと思います。

今日は、一日中、人材不足というような話が飛び交ったような気がしているところでございます。これだけ課長さんたちもいらっしゃいますが、人材不足なのかなという気はするわけですが、現場、現場で、それぞれの分野で違うんだらうなということを私もお伺いをするところでありますので、そこ

でこのような事業が出されているんだらうと思っております。

今回また、プロフェッショナル人材戦略拠点事業ということで銘を打たれてやっておられるところでございます。企業と人材派遣会社、そして人材派遣社等の役割を果たしておられるところとの連携をしっかりとされる、その人材派遣拠点をつくられるということでありまして、産業労働部もそこに関わりながらやっていくというようにお話を聞いたところであります。そういったところを企業はもともやられているんじゃないかという思いもしたわけがありますけれども、なかなかそこに手が足りていないということも皆さん方が受けられたんだらうなと思って、この事業がされるんだらうという事を思ったところでもあります。そして、そこについても事業の内容について少しお伺いをさせていただきますと思います。

副業、それから兼業化人材の活用のメリットや本事業の内容についてお示しをしていただきたいと思います。

○野崎産業人材課長⇨プロフェッショナル人材戦略拠点事業の概要についてお答えいたします。

プロフェッショナル人材戦略拠点は、内閣府の主導の下、東京都を除く四十六道府県に設置されておりまして、もともとは都市部に偏在しますプロフェッショナル人材の地方での活用を図ることを目的とした事業でございます。

この拠点の活動といたしましては、配置されたマネジャー、今、非常勤を含めまして五名、配置しておりますが、この五名のマネジャーが企業を訪問いたしまして、新規事業の創出や販路拡大を促しながら、あわせて、そこで必要となる業務を請け負うことができる高度な専門性を持つプロフェッショナル人材とのマッチングを行うものでございます。

佐賀県におきましては、佐賀県中小企業診断士協会に委託いたしまして、平成二十八年一月に拠点を開設いたしました。令和二年度から副業・兼業人材の

活用への支援を開始いたしましたして、今年度からは全額、国の交付金を活用して人材紹介手数料、報酬などの経費に対する補助を行い、副業・兼業人材の活用を支援しているものでございます。

また、この事業のメリット、この事業を活用していくための意義でございますが、企業の成長のためには、デジタル技術の進展をはじめとした急速な事業環境の変化に対応する必要がございまして、そのためには新規事業の創出、販路拡大、業務効率化などが必要になってまいります。しかし、中小企業におきましては、なかなか自社の人材のみでこれらの業務に対応することは難しく、高度な専門性を持つ外部の人材の力を取り入れていくことが必要であると考えっております。

ただ一方で、中小企業にとりまして高度な専門性を持つ人材を常時雇用するということは、採用コストや報酬などが高額となることや、任せる仕事が多量あるわけではないということなどから、中小企業にとってはハードルが高いものとなっております。

そのような中、業務委託や短期間雇用などによって外部の専門人材に一時的に自社の業務に従事してもらえらる副業、兼業という形態は、中小企業にとっては効率的なものであると考えております。

民間企業の調査によりますと、副業・兼業人材を活用したことがある企業は、まだ三割程度でございすけれども、活用した企業にとっては八割が「満足をした」というふうな回答されておりまして、県内企業からも副業・兼業人材を活用したいという声を聞いているところでございすので、人材不足という課題に対応するためにも、この副業・兼業人材の活用を進めていくべきだと考えております。

以上でございます。

○宮原委員〓この人材活用促進のための補助金ですが、八〇%の補助、限度額

が五十万円ということですが、お金の流れがなかなか分かりにくくて、もう一回、この流れのところを説明していただければと思います。中小企業は大変喜ばれておりましたと言われるわけですが、その事業所にいくのか、働くようになられたところに行くのか、それともコーディネーターに歩合でいくのか、ちょっと分かりにくかったので、その説明をお願いしたいと思います。

○野崎産業人材課長〓まず、本事業に係る費用につきまして、日頃の活動経費につきましては、佐賀県中小企業診断士協会のほうに佐賀県が委託をいたしまして活動していただいているところでございます。

一方で、各中小企業の中で副業・兼業人材を活用したいと考えている企業につきましては、当然、人材紹介会社に対して必要となるマッチングの手数料がかかってきます。また、副業・兼業人材を活用する際には、その副業・兼業人材に対して報酬なり委託料なりをお支払いしていただく必要があるかと思ます。ここの係る費用につきまして、別途、県に申請をしていただくことで、その一部を補助金として各企業に支給するという形になっております。

以上でございます。

○宮原委員〓分かりました。ありがとうございます。

次に、高校生の県内就職の促進についてということでお伺いをさせていただきます。

今日、午前中にも高校生の県内就職というような話があつておりました。今、六五%ぐらいというような話があつていたかと思ます。先ほどは、副業とかマッチングがしっかりとなされることというようなお話がありました。高校生も、やっぱり向き、不向きのある企業があるんだろうと思ますし、その現場があるんだろうと思ます。高校の就職担当の教員の方は、成績だけで企業をランクづけして、そこに成績がいい順にやっている感も否めないだろうと思思います。そこに適しているか、適していないかは、やっぱりそれぞれあるんだ

ろうと思います。本来ならば一週間、二週間ぐらいのバイト期間を経ながら、私は、この会社では働けるんじゃないかと、そう思ったことも生徒それぞれに実感していただいて経験する中で、この企業だったら私は行けるというようなこともしていただかないと、今まで学校だけ行っていて急に働くようになって、それができるのか、できないのかは、多分、未知数なんだろうと思います。

日頃から違う分野でのバイトの経験がある子は、やっぱりそのスキルが上がっているんだから、どの分野でもある程度の対応能力があるのかもしれない。しかしながら、その対応能力がない子がいきなり働くということは、大変過酷なこともあるだろうと思います。

なおさら企業のほうも御努力いただきながら、なじむようにもされるんじゃないが、当然ながら、三カ月ぐらいの研修期間を経て、晴れて就職という形になるんでしょうが、そのマッチングといいましょうか、適材適所を送っていくということも大変重要かと思えます。就職しても離職されるといけないわけです。ありますので、就職したところに長年お勤めいただくことがよいのかなと思っています。

そういったことも考えていただきながら、高校生の県内就職についてお考えをお伺いさせていただきたいと思えます。

○野崎産業人材課長Ⅱ 高校生の県内就職促進事業につきまして、先ほど委員からもお話がありましたとおり、高校生にとって、就職をする前に企業のことを理解していただいた上で、職務内容等をしっかり把握した上で、自分に合った企業に就職をしていただきたいと考えております。その上で県といたしましては、主な事業と来年度実施する予定の事業について簡単にお答えさせていただきます。

まず、県内企業合同説明会でございます。こちら、高校生向けの県内企業合

同説明会といたしましたは、年に二回開催しております、高校二年生向けとして、進路について考え始める十二月に県内三カ所で開催しております。また、高校三年生とその保護者向けとして、進路決定の時期に合わせて六月にSAG Aアリーナで開催しております。

参加した高校生からは、「多くの企業から直接話を聞くことができ興味を沸かした」とか、また、保護者の方からも、「県内にいい企業がたくさんあると思った。子供の将来の参考になった」などの回答をいただいているところでありまして、高校生や保護者が就職する前に県内企業のことを知る有効な機会となっていると考えております。

また、来年度、新たに実施する事業といたしまして、私立高校における学内での合同説明会を実施いたします。こちら、近年、高校生の就職活動におきましては、どうしても大手企業の求人募集が集中する傾向がございますが、それ以外にも県内には、きらりと光るといいますか、将来性があるとか、ほかにはない強みを持っているとか、そういった企業も多数ございます。こうした企業を知る機会を提供していくことが重要であると考えております。

実は、県立高校におきましては、学校独自で学校の専門分野や生徒のニーズに合わせた学校内合同企業説明会というものを開催しております、これが生徒の企業理解を深める機会となっております。この県立高校の取組を私立高校等でも実施いたしました、「私立高校キャリアアキラバン」と名づけまして、生徒一人一人に合った就職を応援していきたいと考えております。

もう一つ、県内企業訪問事業について御説明いたします。こちら、高校生向け、保護者向け、教員向け、それぞれ企業訪問ツアーを実施しております、「SAG A県内企業トリプルツアープロジェクト」という名称で実施しているところでございます。高校生向け、保護者向けにつきましては、それぞれバスを手配いたしました、県内各地の特色ある県内企業を訪問

する行程を準備しております。こちらでも企業さんを直接訪問して、その業務内容の間近で見るということから、高校生にとつては、「今まで関心がなかった企業に興味が沸いた」とか、保護者の方からは、「求人票だけでは分からない現場を見学できるよい機会だった」と。また、教員の方からも、「生徒が働く姿を想像する上でも自分の目で見るのが大切だと感じた」等、非常に好評の声をいただいております。高校生、保護者、教員が県内企業の現場を知ることができるよう機会となつておると考えておりました。来年度以降も引き続きしっかりと実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員 先ほど課長さんから話があつておりました。やっぱり人気などころは大手の企業になってくるわけでありまして。県内企業にとどまっていたために、その企業がそれぞれ成長していただくことが一番重要になってくるんだろうと思います。福利厚生が行き届いているところに、皆さん、行きたいわけでありまして、また、給料のいいところに、皆さん、行きたがるのは、これ、どうしても傾向であろうかと思ひます。

ですから、産業育成がなされなければならぬわけでありまして、人材確保のための産業育成を産業労働部としてしっかりと取り組んでいただくこともここにお願ひするものであります。そして人材確保がしっかりとられ、そして佐賀県の産業が浮揚するようにこれから御努力をお願いするものであります。

そこについて、産業労働部として、しっかりとした考えをお持ちであろうと思ひます。これまでも何回も答弁なされたかと思ひますが、そこに加えての話をさせていただきながら答弁を求めたいと思ひます。

○井手産業労働部長 〓お答えします。まず、人材確保には、引き続き全力で取り組みます。その上で私の思いを申し上げます。

今、産業構造の変化や人口減少の進行により、働き手の確保は一段と難しく

なり、あらゆる分野で人材が不足しています。仕事はあるのに人がいなくて受注できない、そうしたもつたない声をいろいろな場所で事業者の皆さんから伺います。もちろん、AIをはじめとする技術革新によりまして、業務の効率化、省力化は、今後、さらに進むと思ひますし、県も進めていきたいと思ひます。しかし、それでも新たに生まれる産業を含め、現場を支え、地域の産業を動かすのは、これからもやはり人です。だからこそ、佐賀県の将来を見据え、人を大切に、産業の集積とあわせて人材も集まる場所となることを進めていくことが重要でありまして、ここは迷わず取り組みます。

なお、人材確保に向け、私は、幾つかのポイントに即して施策を進めております。まず、高校生、大学生、そしてUJイターン人材の確保の定着です。継続して実施する取組に加えまして、今年度は奨学金返還支援事業をスタートしましたし、先ほども課長が言いましたが、来年度は私立学校での小規模な合同企業説明会を開催します。

次に、多様な人材が活躍できる環境づくりです。今年度は事業者さんのために外国人材に関する企業向けの相談窓口を設置しました。来年度は産福連携の推進、副業人材の活用拡大、女性の起業、キャリアアップ支援などを新たに行います。

一点、先ほど委員にもおっしゃっていたんですが、産福連携につきましては、やはり産業面から見たら、それは絶対駄目で、健康福祉部ともしっかりと連携して、障害福祉施設でありますとか働く方々に寄り添ってきめ細かに調整していくというのが、この事業のポイントだと思ひついで、しっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

加えて、リスクリングの促進、ハラスメント対策、デジタル化の促進にも引き続き取り組みます。これからも複合的に効果的な施策には積極的に取り組むという姿勢で臨みます。繰り返しになりますが、産業人材の確保には全力で

取り組みます。

私からは、以上です。

○宮原委員 大変なる意気込みを感じたところでありますので、部長さん、しっかりと頑張ってくださいよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次に移らせていただきたいと思えます。大豆の生産振興についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

大豆の生産については、一時期は自給率が8%でしたが、多分それを切ったのではなからうかと、6%か7%ぐらいになっているのかもしれない。日本人の皆さんの多くは、遺伝子組み替えの大豆よりも国産大豆の豆腐を食べたいし、みそもあったほうがいいのかなというように思われるんではないでしょうか。大豆には大変な栄養もあるわけでありまして。また、日本人のいいところは、朝、みそ汁を飲む習慣があり、これが一番いいとも言われております。当然ながら、箸を使うことも脳にはいいというふうなお話もあるわけでありまして。このエネルギーが満ちあふれた大豆を国内で生産できる、その拠点をつくらなければならぬわけでありまして。

もう多くの皆さんが御承知かと思えますが、北海道が断トツで、もう桁外れに生産量が多くて、たしか五万トンぐらいだったろうかと思えます。一万トンを超えているのが宮城、佐賀、福岡、新潟、富山あたりもそのくらい生産していたかと思えますが、一万トンずつぐらい、一万五トンが福岡、佐賀、それから宮城だったろうかと思えます。それでも生産量が少ないわけですね。自給率が7%ぐらいしかないということは大変きついんだらうかと思えます。

これ、自給率を上げていかないと、外国製品ばかりになっていくと価格も高騰するわけでありまして、できる限り、また、佐賀県においては団地化も進めながら、そして、ブロックローテーションもきちっと取りながら、生産調整品目の役割も果たすべく取り組んでおられるわけでありまして。これが崩れま

すと、全体の米の値段も上ったら大豆の面積が減ったりというようなこともあるわけでありまして、そういったところも皆さん方にしっかりとお考えいただきたいながら、水田農業の佐賀の確立をこれまで以上に進めていただきたいと思つて、この質問をさせていただいているわけでございます。

昨年、そして一昨年と、米価が徐々に高騰しました。そこにつけ込むといましようか、そこを見越して大豆の生産が少しおろそかになっているのではなからうかとも思つたところでございます。

今の作付の推移についてお伺いをさせていただいて、これ、しっかりと守つていただきたい。先ほど団地化の話もあつておりましたが、団地化をするには、そういったことをしっかりとやるために団地化をされるんではないから、そのことのお伺いも後からさせていただきませんが、ここ近年、十年間の推移を折れ線グラフ——皆さんが聞いて分かるような説明をしていただけたらと思えます。○田川園芸農産課長 本県の直近の十年間の大豆作付面積の推移について申し上げますが、この一年が特異的な動きをしていますので、まず九年の動きを申し上げます、その後、一年という形でお答えさせていただきます。

まず、大豆の作付面積については、減少傾向で推移しております。平成二十八年産で八千三百七十ヘクタールであったものが、令和六年産では七千二百七十ヘクタールと、ここはこの九年間で千百ヘクタール、漸減傾向でございます。

この要因につきましては、米の作付面積が年々減少し、転作面積は増加傾向にあつたものの、平成三十年産で米の生産調整が廃止されることに伴いまして、米から他作物への転作に係る国の支援内容が充実されたことなどによりまして、本県では、大豆よりもWCSであつたりとか、飼料用米の作付が増加したことによるものでございます。

さらに、令和七年産の作付面積につきましては約六千二百ヘクタールと、前

年に比較して千ヘクタール程度減少したところであり、これは委員御指摘のとおり、米価の高騰に伴って主食用米への作付転換が一定程度進んだことによるものでございます。

以上、お答えいたします。

○宮原委員 〓 県も大豆に向けての取組として、いろいろな機械の補助をしていただいていることは、私も承知しております。その取組が効果をなさなければならぬわけであり、またこれからいろいろと企画もしていただかなければなりません。

大豆の収量もなかなか減っているというようなことも現象的にあるわけでございます。近年では単収二百キロを切ったところであったわけですが、ここについても推移をお示しただきたいと思っております。

○田川園芸農産課長 〓 本県における大豆の十アール当たりの収量につきまして、平成二十七年産以降の直近十年で見ますと、豪雨の影響により極端に収量が減少した年を除けば、百七キロから二百一十キロの間で推移をしております。平均百六十キロ程度となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○宮原委員 〓 ちょっと幅広かったですね。倍の差ぐらいなかったですか、百十と二百だったら。

○田川園芸農産課長 〓 では、一年ごとに申し上げます。令和元年と令和三年は災害年ですのでちょっと省かせていただきまして、平成二十七年が百六十一キロ、平成二十八年が百四十六キロ、二十九年が百八十五キロ、平成三十年が百七十キロ、令和二年が百三十キロ、令和四年が百十七キロ、令和五年が二百一十キロ、令和六年が百二十五キロでございます。

○宮原委員 〓 百二十キロって、めちゃくちゃ少ないですか。そこは原因が何か分かってますか。

○田川園芸農産課長 〓 年によっていろいろ影響があるんですが、令和六年でいきますと高温年であった影響もあるかと思っております。

○宮原委員 〓 私も大豆を作付しておりますが、試行錯誤しております。最初に肥料を十キロやったり、二十キロやったり、よく肥えて四十キロやったりもしていますが、なかなか単収が増えないのが現状です。また、百六十センチのロータリーで二列まきを最初はしていましたが、ちょっとよく肥えて三列まきをしてみようかとか、発芽率を上げてみようかとか、二十五センチ間隔を二十センチにしようかとか、いろいろ試行錯誤していますが、なかなか単収三百キロまでいきません。一時期、農林水産部で麦・大豆一トンドリを目指されておりました。今の数字を聞くと、なかなかその目標を達しないだろうなと思えます。

一度お伺いしたときには、麦が七百キロとれるんですよという話があつておりましたが、あるところでは、諸富と、それから江北だったかと思いますが、とれている方がいらつしやるということをお伺いしたところであります。そのときにお伺いしましたら、品種が違って、うちではその品種がなかったものから、今は大きく全県に行き渡っているんだろうと思いますけれども、おかげさまで平均単収も少しはとれるようになったかと思えます。それは麦の話であつて、大豆は、なかなか収量が上がらないのが現状であります。

たまに耳にするのが、もう品種改良しかないんじゃないだろうかというような話もあつているわけであり、これからの取組も、そうなされるのであるうし、また、研究もなされているんでしょう。また、作り方もやっぱりまた研究をしていたかなければならないんだろうなと思つております。県の補助で、水田の周りを掘削して水はけがいいようにするような機械についても補助をしていただいておりますけど、その手間が大変大きくて、皆さんがやれるかといえ、なかなかやれないと、私ももう少し簡単にやれる機械があればなと作

業をしながら思うわけであり、大きい面積を作っている方たちにとっては大変苦難だろうなとも思うわけであり、もともと作業効率がいいようなことも考えていただきながら、単収を上げることもまた考えていただきたいと思えます。

私が経験する中においては、品種改良もあつたわけであり、刈り取りもするわけであり、コンバインで刈っていますと、大豆が目の前で、ぼろぼろ、ぼろぼろ落ちます。あれ、もう少し受けをよくできるようなバケットになっていたら、もつととれるんだらうなと思えます。一割どころではありません、二割、三割が落ちているのが現状であります。皆さん方も刈り取りの現場を見ていただけたらなと思えます。多分いつかはユーチューブで動画が流れるんだらうなと思えます。そうすると、こんなに前で落としていくのかと。また、皆さん方が少し触れることがあるとするならば、大豆の後を耕したところに大豆の芽がかなり出ます。ということは、それだけ落ちていくことが現象的に現れているわけであり、そういうところも機械メーカーにお話をしていたことも一つかと思っております、そういうことの単収を上げる、その取組を惜しみなくやっていたいただきたいと思っております。

今後、生産振興に向けて県はどのように取り組んでいただけるのかお伺いさせていただきます。

○田川園芸農産課長 本県では、昭和四十年代以降、大豆は米からの転作作物の主要品目として国の支援の後押しを受けながら、その生産振興に当たってきたところでございます。県産大豆を御愛顧いただいている実需の方々からも、共乾施設を活用し、年間を通して良質な大豆を供給できる産地として大変な信頼を得ているところでございますので、米の状況は不透明ではありますが、県としては、今後もしっかりと生産振興に取り組んでまいります。

委員御指摘のとおり、近年は大豆の単収が伸び悩んでおりまして、本県では、これまでも排水対策であるとか、地域に応じた播種技術であるとか、難防除雑草への対策など、様々な技術対策を実施してきたところでございます。しかしながら、残念ながら大きな改善にまでは至っておりません。大豆の単収向上は、本県を含む全国的な課題となつておるところでございます。

これに関し、国は、全国で作付されている品種というのが、導入から長期間経過していることも要因の一つであるとして、各県に対し、新品種の導入を加速させるよう働きかけているところでございます。本県におきましても、主力品種である「フクユタカ」は、昭和五十五年に導入して四十五年以上が経過しております。

このため、「フクユタカ」に替わる新品種として、国が開発した品種の現地試験を実施しているところでございます。これまでのところ、試験を行っている二品種は、共に「フクユタカ」に比較して収量性が明らかに優れるなど、良好な結果を示しており、できるだけ速やかに本県に導入する一品種を絞り込んでいきたいと思っております。

先ほど、収穫のときにこぼれてしまうという話がありました。今、試験をしている二つというのは、特性として難裂莢性であります。最近では収穫する前の十月、十一月というのが降雨が大変少なくて乾燥条件の中で「フクユタカ」がはじけるといふところがありますので、こういった品種を入れていくことで、そういった部分も大きく改善できるのではないかとおもうふうに思っているところでございます。

大豆は、本県の水田農業において中核をなす重要な品目でございます。新品種の導入も一つの契機として、また、単収向上につながる全国での新たな技術開発の状況等にもアンテナを張りながら大豆の単収を確保し、水田農業における農家所得の向上が図られるよう、その振興にしっかりと取り組んでまいります。

ます。

以上でございます。

○宮原委員 Ⅱ ありがとうございます。新しい品種の改良をしっかりとさせていただいていることも確認がとれたところでありますので、その取組もよろしくお願いをしたいと思います。

かつて、白石では、大豆がとれたらテンペという納豆に替わるようなものもできておりました。すごく健康にいいそうでございますので、またそれも広げていければなど思っているところでございますので、大豆の生産振興、これからもお世話になります。よろしくお願いを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

○弘川委員長 Ⅱ 暫時休憩します。十五時三十五分をめぐりに再開いたします。

午後三時十三分 休憩

午後三時三十五分 開議

○弘川委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○宮原委員Ⅱそれでは、引き続き質問をさせていただきたいと思えます。次は、農地の集約化について質問させていただきたいと思えます。

ここについては先ほど定松委員さんからも話があったところでございまして、その取組については説明がなされましたので、その次の質問に移らせていただきたいと思います。

この取組は、いいことだろうと思うわけでありませう。農作業もしやすくなるということも明らかであります。しかしながら、そこに合わせて反収が増えるかといえ、そういったこともないというような懸念も定松委員さんからも話があったのであります。それは、その取組がしつかりとなされれば当たり前のようには増えるのであらうと私は思っていますので、そこはそことしていいんですけれども、大規模農家の方と小規模の農家の方がいらつしやるわけでありませう。一町、二町の小規模農家の方で土地利用型農業をされていると。集約されると、当然ながら、そこに団地化が進むわけでありませう、ブロックローテーションに当てはまると水稻を全然作れない状況も出てくるんだらうと思えます。そういったことも懸念されるわけでありませうので、そういったいろいろな懸念が考えられるわけでありませうけれども、県が個々に進めるに当たつてどういった懸念を考えられているのかお伺いをさせていただきたいと思えます。

○莊山農業経営課長Ⅱ集約を進める上での課題というような形でお答えいたします。

農地集約を進めるに当たつては、例えば、耕作者と地権者のマッチングの難しさであったりとか、同じ地域で賃料にばらつきがあることであつたり、賃料だけではなくて、草刈りであつたり、ポンプの管理とか、そういったところで

地域、地域でルールが違うことがあるかと思えます。あと、農地の交換や集約等を希望する農家間での調整役がいらつしやらないということ。あと、関係機関の市町や農業委員会事務局内の農地集約に係る実務経験者がなかなか少なくなつていふこと、そういったことが課題としてであると認識しております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこの取組については、マップもしっかり作つていきながら集約化を進めていくというような話があつておりましたので、今後、取組もしつかりとなされるんだらうと思えますので、できる限り農業従事者が効率よくできるようにお願いをしたいと思えます。改めてまた付け加えることがあれば説明していただければと思えます。

○莊山農業経営課長Ⅱ先ほど、定松委員さんから御質問があつたことに答弁をさせていただきませう。現在、農地集約に關しましては、実践モデル地区を設定させていただいておりました、これは三市町五地区を選定して、市町、農業委員会等の関係機関と協力しながら、先ほど申し上げた集約マップというものを作成して取組を進めているところでございませう。

先ほど、委員からの御指摘もあつたとおり、ブロックローテーションとか、そういったところに影響が、今後進めていくとなると地域での話し合いが重要になつてくるかと思えますので、そういった話し合いが進むような形で関係機関が一体となつて進めてまいりたいと思つております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱもう一つ、ちょっとだけ懸念があるのが、中山間地域がなかなか集約できないんだらうと思つていませう。中山間地域の農業と平野部の農業で水田土地利用型が大きく異なつてくるというところがあるかと思つていませうので、その点についてお考えをお持ちであればお聞かせ願ひたいと思ひませう。

○莊山農業経営課長Ⅱ中山間地域の課題に關しましては、農地集約以外の部分

でも幅広く課題があるかと思えます。農地の面からすると、今、地域計画の中で令和七年三月までに策定された地域計画がありますが、その中で、誰が、どの農地を担っていくかというところを地域で認識するということ。あと、どの農地を残していくかなくちゃいけないかというところのゾーニングであったりとか、そういったところをしっかりと進めた上で、じゃ、そこで何を作って農地をどう生かしていくかということを地域の中で話し合っていくことが一番大事なことだと思っております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ 弥生時代から米づくりが始まったわけでありまして。私たち日本人は、この米がないと成長しないような体つきになっていくんだらうと思っておりますので、水稲農業がしっかりとなされるような取組をこれからもしていたければと思うところでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

飼料価格高騰に伴いましたの対策に取り組んでいただいているところでございます。今回も予算化がなされているわけでございますが、配合飼料価格の高騰、それから粗飼料価格高騰に対する対策が打たれているわけでありまして。このことについてそれぞれお伺いをさせていただきますところでもあります。約三億円余りの予算が国から来ておりますので、その中の仕分けについてもお伺いをさせていただきますと思います。

まず、配合飼料の価格、これも急騰しているということでございますので、その推移について説明を願いたいと思えます。

○石松畜産課長Ⅱ 家畜の飼料につきましては、ほとんどが輸入されていることから、その価格は生産国の気象の状況や国際情勢、為替相場などの影響を受けます。まして大きく変動いたします。

公益社団法人配合飼料供給安定機構が公表している配合飼料の一トン当たり工場渡し価格を見ますと、令和二年は六万六千五百八十六円であったものが、その後上昇しまして令和三年は七万七千三百七十八円、令和四年は九万三千三百十六円、令和五年には九万八千九百九十九円と最も高くなっております。その後、令和六年は九万五千六百九十三円、令和七年十一月までですが、これにつきましては九万五千三百四十四円と、やや低下傾向でございますが、依然として高い水準にございます。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ 同様に粗飼料の推移についてもお伺いをさせていただきます。

○石松畜産課長Ⅱ 一般社団法人中央酪農会議が公表しております一トン当たりの粗飼料価格を見ますと、令和二年は三万六千四百八十一円であったものが、その後上昇しまして、令和三年は三万九千七百九十一円、令和四年は五万七千三百七十九円、令和五年には五万八千九百八十五円と最も高くなっております。その後、令和六年は五万四千四百一十一円、令和七年は五万一千八百五十八円とやや低下傾向にございますけれども、依然として高い水準にございます。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ 配合飼料の価格をお伺いしますと、大体四割増ぐらいの、今、四万円ぐらいの差というような話でありました。粗飼料については、三万六千円が五万円ぐらいになっているということでもありますので、これも四〇%ぐらいの増になるわけでもあります。パーセンテージとしては四〇%ですが、これを金額で考えますと四万円と二万円、それがどのぐらいの比重として大きなものなのか少し説明を願いたいと思えます。

○石松畜産課長Ⅱ 配合飼料でいいますと、肉用牛で四、五トンぐらい与えるということになっておりまして、餌代が三十万円程度だったものが今では四十万円を超えるぐらいというように上昇しております。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ利益が十万円減ったという認識でよろしいわけでしょうか。

○石松畜産課長Ⅱ枝肉価格の動向にもありますので一概には言えませんが、生産コストとしては、それぐらい上がっているということが言えるかと思えます。ただ、肥育牛の場合には子牛価格も大きなコストの要因としてございますので、そちらのほうも併せて見る必要があるのかなと思っております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ事業内容についてお伺いさせていただきます。

予算案が出されております。まずは配合飼料の内容についてお伺いをさせていただきます。

○石松畜産課長Ⅱ配合飼料の事業につきましては、肉用牛のほか、乳用牛、豚、鶏など、全ての畜種を対象としまして、餌の食べこぼしの低減など、飼料費縮減の取組を行います畜産農家に対しまして、配合飼料の価格上昇分の一部を支援いたします。具体的には、令和七年度に購入された配合飼料一トン当たり千五十円の補助を行うこととしております。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ同様に粗飼料についてもお伺いをさせていただきます。

○石松畜産課長Ⅱ粗飼料価格高騰に対する事業ですが、この事業では、良質な牛乳生産のために粗飼料購入費が特に高い乳用牛を対象としておりまして、飼料の食べこぼしの低減など、粗飼料購入費の縮減につながる取組を行う酪農家に対しまして、粗飼料の価格上昇分の一部を支援することについていたしております。具体的には乳用牛一頭当たり一万二千五百円の補助を行うこととしております。

以上、お答えします。

○宮原委員Ⅱ先ほど、輸入に頼るばかりだというようなお話がありました。自

給できればと考えるわけでありまして。自給について取組がなされているならお伺いをさせていただきたいと思えますし、また、これからその自給率を上げるということも必要になってくるかと思えます。

以前は耕畜連携という話もあつておりました。その中で稲わらについては、そういった取組がなされていたわけでありまして、ほかの飼料については、なかなかその取組がなされていないわけでありまして。以前、私は、トウモロコシも大豆に替わる品目として考えられないかというような話もさせていただいておりました。年に二回ぐらいは作れるのではなかるうかとも言つておりました。当然ながら耕畜連携でありますので、やっぱり土地利用型の皆さん方は機械化が進んでおりまして、手作業が入るとなかなかやれないということで、その当時は外国の収穫機で収穫しておりました。しかしながら最近では日本産の収穫機もあるようにお伺いしているところでありまして。その取組がもしなされているのであれば、そういったところもお伺いをさせていただきたいと思えます。

○石松畜産課長Ⅱ飼料価格の高騰が続く中、畜産経営を安定的に継続していくためには、可能な限り、輸入飼料に頼らない経営を目指すことが重要と考えております。自給飼料の生産拡大に取り組んでいくこととしております。

このため県では、畜産農家や農業団体とともに「さが畜産GO×2プロジェクト」を展開しております。その中で「自給飼料生産拡大プロジェクト」に取り組んでいるところでございます。

具体的には、効率的に飼料を生産するために、複数の畜産農家が共同で新たに設立する飼料生産組織の活動支援ですとか、飼料費低減のために放牧を実施している畜産農家が、より効率的、持続的に営農できるよう、放牧地に適した飼料作物の品種選定や栽培方法などの技術的助言などを行っております。

耕畜連携につきましては、まず、作り慣れた作物で作ってもらうことが重要

かと思っておりますので、特に国の支援ですとか、本県では肉用牛農家が多いことなどから考えますと、WCS用稲の生産が適当ではないかというように考えております。WCS用稲につきましては、既に二千ヘクタール近い面積で作付されておりました、耕種農家と畜産農家の結びつきもできております。この結びつきを生かしまして、畜産農家が求める量に応じた作付を推進していきたいと考えております。

また、水田農業では、大豆のブロックローテーションとか水の利用など、地域一丸となった営農をされておりますので、そういったことにも配慮しながら作付を推進していく必要があるのかなというところで考えております。

また、県独自に、畜産農家だけではなく耕種農家も対象に飼料作物の生産、利用に必要な機械導入に対する支援を行っております。この事業では、牧草の播種や刈り取りに必要な機械に加えまして、委員が先ほど言われたような飼料用トウモロコシといったものの利用、収穫する機械ですとか、あとは専用の収穫機や乾燥機、また、WCS用稲の刈り取りから梱包までの作業を一度に行うことができ、作業の省力化や栽培面積の拡大が期待できる稲WCS専用収穫機についても対象を広げるなどして、自給飼料の生産利用が一層拡大するように取り組んでいるところでございます。

今後も、こうした取組を進めまして、畜産で必要とする飼料については、できる限り県内での生産、利用の拡大に取り組んでいくこととしております。

以上、お答えします。

○宮原委員 先ほど、「さが畜産GO×2プロジェクト」という名の下に広げていただいているということでございますので、より確立して向上されることを私も期待します。また、それによって畜産の向上がなされることを私も願うものでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

それでは、林業の質問に移らせていただきますと思います。

林業については、一般質問でも、これまた振興について質問があつておりました。また、「森川海人もりがわかいとプロジェクト」という話もあつておりました、山があるからこそ平野部の皆さん方も生活ができるという話もあつておりました。水は大切なものでありますし、そのおかげで私たちも暮らしているわけであります。そのためには山は確保しなければなりません。そして、森林としての役割をしっかりと果たしていかなければならないわけであります。そのためには林業が振興されなければならないわけでありますので、林業の振興についてお伺いをさせていただきますと思います。

昨日は、「サガンスギ」の視察もさせていただいたところでございまして、四種類の杉をもつて「サガンスギ」というような形で取り組んでいるというところとございました。それぞれ四種類あつても強度が増しているというような話もあつて、年を重ねなくても年輪の多さで強度が増すわけではないというような話もお伺いをしたところでありまして、大変すばらしい杉が開発されているというようにも確認を取ったところでありました。

これから産業として、私が入ったときには大体三十年でサイクルがなされているところを四十年、五十年、六十年というような形で、杉がなかなか安価でありますので、できるだけ長く成長させて、よりよい杉を出すことが林業の振興に対する考え方だというようなことがあつていたわけでありますけれども、新たな試みで三十年サイクルというような形を取つていただいていることは、大変ありがたいことであります。

私がかつて、植樹した人が取れないなら、もうそれは孫の代になるんですかというような話もしていたわけでありますけれども、今はそうではないというようなところの試みをなされたことで、私は大変安堵しているところでありまして、この取組をもっともつと広げていただけたらと思うところであります。

そこで、お伺いをさせていただきますと思います。

今回、事業として取り組まれている中で「さが林業アカデミー」というようなことでインターンシップ制度を取るというようなことでございました。先ほどは水田農業について話しておりましたが、圃場をよくして、より効率を求めているわけでありまして。林業は、その効率を求めておられるのかなというような懸念を私はしていたわけであって、木の栽培についても少し好条件がなされてもいいのではなからうかと。ただ、お金はかかるんだろうと思います。平地化を進めることも私は提言をさせていただいております。そのための林道の在り方というものもあるのではなからうかとも言うておりました。林道は伐採した木をただ運ぶだけじゃなく、その役割は、もう少し平たんにながら、ずっと回りながら、災害がないことも考えながら、よりよくやっていくことがいいのではなからうかと。ミカンについても、ミカン団地をだんだん作りやすくされているわけでありまして、林業にとつても、そういった試みがなされるべきだろうと私は思っているところであります。

これ、予算が大変かかるんだろうと思いますが、私ども県会議員こぞって国のほうにも要望活動をさせていただきながら、よりよく林業振興がなされることを私も願っておりますし、また、その役割を果たさせていただけたらと思っておりますので、しっかりと質問させていただきます。

インターンシップの内容についてお伺いをさせていただきます。

○吉良林業課長Ⅱ「さが林業アカデミー」の中で現場実践型のインターンシップを令和八年度から実施させてもらうこととしております。この現場実践型インターンシップにつきましては、山で作業を行っていただく方々、林業従事者と呼ばせていただきますが、林業従事者の育成を行うために、県内の森林組合などにおきまして、優れた現場技能者の指導の下で、実際の現場作業を一定期間、連続して体験することで、林業に必要な技術、技能の習得、それから、基礎体力などをつけることを目指すものでございます。研修期間といたしまして

は、二カ月間を一回として、異なる事業体で二回、計四カ月のインターンとなる予定でございます。

また、インターン生は、この体験を通して林業での一日の働き方や現場の雰囲気、それから、人との関わり方などを学び体感することで、林業という仕事への不安を払拭し、また、自ら林業への適正度といったものを把握する機会を得てもらうということで、将来の離職防止にもつながるものと思料しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれ、人材育成の面でも取り組まれているんだろうと思っております。ここをしっかりとなされることも期待するものであります。また、林業に対して就職もしていただかなければなりません。林業の方々が個人的に林業を営んでいるかと言えば、多分、組合としてされているんだろうと思います。林業が個人的になされるような取組も、いずれできればと願うところでありますので、そこに向けての第一歩であろうかと思っております。林業の人材をつくつていただいているんだろうと思っておりますので、そのことについては、その先もお話をさせていただけたらと思うところでありますので、就職先を見込んだところもお話をいただければと思います。

○吉良林業課長Ⅱ人材の育成についてお答えをさせていただきます。

まず、林業の従事者は、大変足場の悪い山中、森の中で、現場の条件を的確に見定めながら、チェーンソーなどを用いた危険作業を伴う作業でございます。人材育成には相当な時間を要するというふうに認識しております。

今後、アカデミーの修了生が、修了後早期に安全を優先した正確かつ適正な判断力を身につけられますように、理論だけではなく現場での実践力を備えた即戦力として活躍できる人材の育成を目指しております。

実際、修了生がどういうふうに着業しているのかということもございます

が、令和四年から六年の三カ年では十五名の方が受講を修了しておられます。その就業先につきましては、現在、森林組合に残っている方で八名、民間の会社一名、それから自伐林家として三名でございます。自伐林家というのは、もともと自分のところで山を持ちながら家族経営で伐採をやっているところでございます。

こういったことでアカデミーの中で雇用労働として作業をされる方、そして、自伐として作業をされる方、そういった方々を今後も育成していきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこの内容についても集約化というような話があつておったところでございます。その集約の取組と、また効率についても、効率がいいから集約をされるんだろうと思いますので、その辺まとめお話をしていただけだと思います。また、効果についても、当然ながら説明をしていただけたらと思います。

○吉良林業課長Ⅱ林業の集約化についてお答えをさせていただきます。と思います。

まず、本県の杉、ヒノキとかの人工林、人の手によって植えられた山でございますが、個人所有で見ますと、一人一人、一筆一筆は小規模で分散しております。農業の集約化でいいますと、作る場所を一人の方のところにとまとめていくということですが、山は動かせませんので、作業ができる場所をまとめていく。例えば、間伐できる場所を私の隣の山まで一緒にしていくと、そういった形を目指すのが集約化でございます。植林や下刈り、間伐などの森林施業を効率的に実施するために作業の種類ごとに一体化させていきます。また、そのために森林所有者の合意形成を図ることとしております。

このため、森林組合などでは、対象となる森林の境界ですとか範囲の確認、

それから、面積や木の材積などの現地調査を行います。また、森林所有者を対象に集落説明会などを開催いたしまして、所有者の同意取得に向けた調整を行っております。県は、これらの取組を支援しているところでございます。

続いて、集約化の効果でございますが、隣接する森林の一体化によりまして、林道とか森林作業道がございますが、そういった整備が容易になりますし、林業機械の利用も有効になるかと思っております。

もう一つ、近隣の現場を計画的に作業することで、人の動きですとか機械の動きといったことの無駄が省けて生産性が高まるといったことが効果として考えられます。

結果として、収益性の向上につながるというように認識しております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ一般質問の答弁の中で島内部長が、山を守っていくというような宣言もなされたところであります。自然に恵まれた私たちのこの大地というのは、しっかりと存在しなければならぬわけでありまして。

昨日の「サガンスギ」の視察においては、アレルギー体質の方も、なるべくそうならないような、そんな杉を目標しているというような話もあつておりました。話を聞きますと、条件を整えば杉もよく育つという話があつておったわけでありまして。先ほど申し上げましたとおり、つくりやすい圃場、圃場と云つていいのかわかりませんが、平地をつくりながら、よりよく杉を成長させる、そんな取組もいずれなされればと思うところであります。

今後の林業振興の取組について、そしてまた、お考えについてしっかりと答弁をしていただきたいと思います。

○吉良農林水産部副部長Ⅱ今後の取組についてということでございます。

まず、委員から御提案のあった、山を少しならして、平地化して林業がしやすいようにというお話もございました。そういう考えはもちろんあるかと思

ます。委員もおつしやられたとおり、なかなかコストがかかるものですから、土地の造成だけでも反当たり二百万円とか三百万円とかかかってまいります。私たちはよく一ヘクター当たりで計算しますが、それは何千万円というふうな費用がかかるというふうに認識しております。昨日見ていただいた「サガンズギ」は、三十年後に収益が早まるとしても、さすがにそこまでの収益を生み出すことは難しいというふうに思っております。

そういうことから、今ある森林の中で、傾斜が急なところと、そうではないところ、割と平地に近いところがございますして、そこへの造林を考えております。それは地形条件が良好で搬出、間伐などの生産活動に向いているところを、いわゆる林業振興ゾーンとして、傾斜地が急で所有者ではなかなか難しいというところは森林保全ゾーンとして、そこは公的に森林組合とかに業務を委託しながら整備していく、そういったことで区分けしながらやっていきたいと思っております。

そして、これまで山は全ての源流ということで大事にしていかなくちやならないというふうに認識しておりますので、これをしっかり次の世代に引き継いでいくことが重要でございます。それが私たちの使命だというふうに思っております。

これまでウッドショックを契機に「さかの林業再生プロジェクト」とか「サガンズギの森林百年構想事業」に取り組んできております。あわせて、県産木材の利用拡大、あるいは木材の加工・流通体制の整備、そういったところもしっかり行いながら、考え方としましては、木を切つて、今ある資源をしっかりと切つて、そこに植える、それはもちろん「サガンズギ」が中心になるうかと思っております。そして、それを植えて、育てて、また切れるようにする、そのサイクルが早まってくるというところで、森林・林業の好循環が創出されるように、我々、持続的な仕組みを再構築していきたいと思っております。

そういう山を大切に思う気持ちを強く持ちながら取り組んでいくことが重要だと思っております。

以上でございます。

○宮原委員〓これまで七問の質問をさせていただきました。産業振興がなされて、できれば県民の生活が向上することを願うものであります。また、人口百万人を目指した時期もありました。できれば人口百万人、十年後、二十年後に達成できればと私は思っているところでございます。そのための産業振興を皆さん方にしっかりと取り組んでいただきますことをここにお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございます。

○弘川委員長〓これで質疑を終了します。

暫時休憩します。

午後四時四分 休憩

午後四時七分 開議

○弘川委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○弘川委員長Ⅱまず、乙第十八号議案「企業立地の促進に関する条例の廃止」、乙第十九号議案「国営土地改良事業負担金条例の一部改正」、及び乙第三十二号議案「権利の放棄について」、以上の三件の議案を一括して採決いたします。原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長Ⅱ起立者多数と認めます。よって、以上三件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第四号議案、甲第五号議案、甲第九号議案、甲第十号議案、甲第十一号議案、甲第十七号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第二十一号議案、甲第二十二号議案、甲第二十六号議案、甲第二十七号議案、甲第二十八号議案、甲第三十四号議案、乙第十七号議案、乙第二十号議案、乙第三十号議案及び乙第三十五号議案、以上十八件の議案を一括して採決いたします。原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上十八件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○弘川委員長Ⅱ最後に、十一月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。

午後四時十分 閉会

速 記 者 石 川 裕 子

